

提出日 令和6年1月21日

希少鳥類サシバ、ミゾゴイ等に関する意見

委員名 大畑孝二

本旨・結論

候補地 A 及び B を含む一帯は、ハナノキやシデコブシ等希少植物や小湿地帯がいくつも存在する環境で大変貴重なものである。サシバ、ミゾゴイの生息をはじめギフチョウ等希少生物の宝庫で、保護すべき生物多様性の高い地域である。環境省の重要湿地にも選定され、将来に保存すべきエリアで環境省の自然共生エリア等への登録等も可能で市民参加による、里山や湿地管理、環境学習の場など環境モデル都市の御嵩町においては、有効活用のできる場所と考える。候補地 A 及び B ともに残土置き場にするべきではないと考える。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1. 希少種の生息する重要な場所

JR 東海より提出された「動植物の重要種に関わる調査結果」(以下 JR 調査 資料①)を見ると分かる通り、サシバ、ハチクマ、オオタカなどの生態系の頂点に立つ鳥類からミゾゴイ、町の指定希少野生生物のヨタカ、国の天然記念物のニホンカモシカ、そしてギフチョウ、ヒメタイコウチなどの昆虫類、シデコブシ、カキノハグサなどの植物が記録され非常に生物多様性の高い地域であることが分かる。

2. サシバについて

JR 調査によると候補地 A は、美佐野ペアの営巣中心域及び高利用域にほとんどが含まれ、ここが埋め立てられた場合には、繁殖をしなくなる可能性が非常に高い。なお、他の場所に移動するのではないかとする意見に対しては、周辺にサシバのつがいがいる場合は、縄張りがあり侵入が難しいこと、オオタカは、サシバの雛を捕食することがあり近づかないこと、一見同様な里山環境があるように見えて餌資源量の違いなどでどこでも繁殖をするわけではない。実例として、トヨタ新研究開発事業では、3つが良かったサシバが、ひとつが良くなったが、周辺部分でサシバのつがい数は増えなかった(第4回会議大畑配布のトヨタ資料 資料②)。

3. ミゾゴイについて

ミゾゴイの姿及び声、ミゾゴイの巣の確認(竈橋私信)から当地域で繁殖していると判定することが妥当である。しかし、JR 東海は、保全対象種としていない。世界的希種(IUCN 及び国、県の絶滅危惧種)であり詳細な調査の上、保全対象種とし保全策を提示すべきと考える。

4. ハチクマについて

ハチクマは、国及び県の準絶滅危惧種で、町の希少野生生物に指定されている。JR 調査によると候補地 A はほとんどが高利用域となっている。餌運びも観察されておりどこかで営巣していることが伺える。ハチクマにとっても候補地 A は重要な場所と言える。

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

資料① 全 19 枚 「動植物の重要性に関わる調査結果」(審議会委員限定)

資料② 全 6 枚 サシバ及びミゾゴイパンフ抜粋、「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価に係る事後調査報告書(2022 年次版)」より抜粋

重要湿地に関する意見

委員名 岡本 秀範

本旨・結論

背景

美佐野ハナノキ湿地群は環境省の重要湿地として選定されており、その重要性は否定することはできない。また、その範囲がはっきりと示されていないとしても、候補地 A、B がともに重要湿地のエリア内にあることは明らかだ。⁽¹⁾

当湿地群の自然環境は生態系の繁栄や生物多様性の保全に寄与しているので、発生土処分地とすることは生態系や環境への多大な影響を懸念する要因となっている。

湿地群の重要性

- ① 湧水湿地である小湿地が 20 箇所以上あり、開発等により失われずに残された貴重な湿地群である。
- ② ハナノキ（国 VU）だけでも、成木の約 3 割が植生する候補地 A、B は重要な湿地群のエリアでここを埋め立てるのは湧水湿地の生態的特徴を破壊してしまう。また、この両候補地に挟まれた谷筋にあるハナノキが群生するエリアも候補地埋め立てによる深刻な影響を受ける懸念が指摘されている。⁽²⁾ 埋め立て地下に敷設の排水管網が本来、周辺の湧水湿地を潤すべき水量を集水して溜池・可児川、及び木屋洞川に排水するため、水枯れなどの影響が懸念されるからだ。
- ③ 当湿地群は東海地方の固有種であるハナノキが全体でその成木が 83 個体確認されており、「個体数と面積は屈指で、毎年安定して開花する大木が多」く⁽³⁾希少で「我が国屈指の規模を誇る」自生地⁽⁴⁾となっている。他に、シデコブシ（国 NT）、ミカワバイケイソウ（国 VU・岐阜 VU）、カザグルマ（国 NT）などの希少植物の生育、ヒメタイコウチ（国 NT）、ギフチョウ（国 NT）などの生息が確認され、鳥類ではサシバ（国 VU）、ミゾゴイ（国 VU）などの営巣地となっている。また、アカハライモリ（国 NT）、アズマヒキガエル（IUCN: LC）などの両生類の生息も確認されている。
- ④ ハナノキは「地域ごとに異なる遺伝的多様性を持つことが報告されており、それぞれの局所個体群の保全が求められる」⁽⁵⁾とされており、当重要湿地での全体的な保全が重要であり、他の動植物を含めて木屋洞川と押山川に挟まれた一帯の保全⁽⁶⁾、即ち候補地 A、B ともに含む重要湿地全体の保全が求められる。

当重要湿地の価値

美佐野ハナノキ湿地群は稀少で貴重な生態系を有し、多くの動植物がこの地で生息・繁殖している。湿地は水源を保全し地下水脈を含む自然な水の流れを生態系と私たちに供給する一方で、浸水被害の軽減にも寄与しており、地域社会において不可欠な存在である。

問題点

このように発生土置き場が湿地内に計画されることで、ハナノキをはじめ、動植物の生息地や繁殖地が直接的に大きく損なわれる懸念が強い(①生態系への影響)。また、湿地は水源と生態系への自然な水の流れを維持し、浸水被害を軽減する機能もある。発生土置き場建設が与えるこのような悪影響を慎重に評価すべきだ(②水資源への悪影響)。

提案と意見

- ① 代替地の検討：美佐野ハナノキ湿地群への影響を最小限に抑えるために、他の土地への発生土置き場の検討が必要ではあるが、候補地 B に埋め立てが計画される要対策土は、無害化処理が可能な専門工場への持ち出しが環境汚染防止の上でより良い選択と考える。

精緻に検査・分別された無害土の置き場については、情報提供は可能としても、審議事項ではなく、時間的な制約の中で技術的・実務的にも審議には無理があると考えます。

- ② 地元との協力：町は代替地の検討も含め、地域住民の意見を尊重し、対話を重ねることが重要だ。計画の透明性を高め、共感を得ることで、持続可能な解決策を見つけるべきだ。
- ③ JR 東海と町・町民との協力：御嵩町環境基本条例、同希少野生生物保護条例はともに町、事業者、町民が一体となって良好な環境の保全と創造に取り組むことを規定しており、特に希少野生生物保護条例では「事業活動を行うに当たって、希少野生生物の生育・生息環境に負荷がかからないよう努める」、「町の実施する希少野生生物保護の施策に協力する」事業者の責務が明確に規定されている(第 4 条)。別途提出意見のとおり、町と JR 東海は環境保全と創造に関する協定の締結(町環境基本条例第 5 条)に積極的に取り組むべきだと考える。
- ④ 御嵩町希少野生生物保護条例は、生物多様性の確保を目的としている(第 1 条)が、町、事業者、町民はその定める責務だけではなく、生物多様性条約、ラムサール条約、両国際条約の重要な締約国国民としての責務も果たさなくてはならない。もとより、重要湿地選定の基礎には日本の生物多様性国家戦略と生物多様性条約があることを忘れてはなるまい。

このように私たちは、国際世論と後世の批判に耐えうる選択をしなくてはならないが、それには重要湿地である美佐野ハナノキ湿地群を埋め立てる発生の受入れは回避すべきであろう。

⑤ 美佐野ハナノキ湿地群の将来的な意見は追って別途に述べたい。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

注)

(1)このことは、御嵩町も認識しているところであるが、岐阜県環境管理課も候補地 A、B が重要湿地エリア内にあることを承知している旨をラムサールネットワークジャパンは 2023 年 10 月 6 日の面談時に確認している。

(2) ラムサール・ネットワーク日本 意見書 美佐野ハナノキ湿地群の保全を求める 2023 年 10 月 6 日

(3) 富田啓介愛知学院大准教授の重要湿地の保全に関する勉強会での説明より。湿地保全と整合しない 専門家指摘 御嵩町のリニア残土処理 朝日新聞 2023 年 2 月 6 日

(4) WWF ジャパン 岐阜県御嵩町美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明 2023 年 12 月 20 日

(5) 同上

(6) 重要湿地に残土 見直しが望ましい 愛知学院大・富田啓介准教授に聞く 朝日新聞 2023 年 6 月 24 日の主旨より。

(7) 略記 国VU : 環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類

国NT : 環境省レッドリスト準絶滅危惧種

岐阜VU : 岐阜県レッドリスト絶滅器具Ⅱ類

IUCN: LC : 国際自然保護連合 Least Concern 低危険種

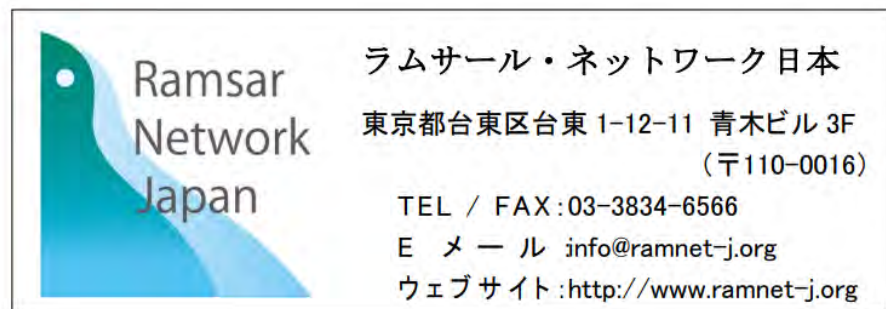
(8) 全体としてハナノキ分布は、御嵩町レッドデータブック調査員有志グループ、籠橋まゆみ編集 (2015) 御嵩町のハナノキ自生地。自費出版、および、籠橋まゆみ作成「残土処分場候補地と美佐野ハナノキ自生地の概略図」(2023 年 8 月)を参照した。

以上

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

資料①	全	枚
資料②	全	枚
資料③	全	枚



2023年10月6日

岐阜県知事 古田 肇 様
岐阜県御嵩町長 渡辺幸伸 様

団体名 : NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本
共同代表 金井 裕
共同代表 永井 光弘

美佐野ハナノキ湿地群の保全を求める

第1 趣旨

リニア中央新幹線の工事によって発生する残土処分を御嵩町が受け入れることは、「美佐野ハナノキ湿地群」の保全を不可能にし、全ての湿地の保全を求める国際条約(ラムサール条約)の趣旨にも背を向けるものです。私たちは、岐阜県および御嵩町に対し、同湿地群を埋め立てる残土受け入れを拒否し、湿地群の保全に全力を尽くすよう求めます。

第2 理由

1. 美佐野ハナノキ湿地群の重要性

「美佐野ハナノキ湿地群」は、岐阜県御嵩町の東南部の押山川と木屋洞川の2つの川に挟まれた美佐野地区の丘陵地帯にあり、面積100㎡から500㎡程の小湿地が20箇所以上点在している湿地群の呼び名です。ここは貧栄養の湧水によって形成された硬質土壌の卓越する小面積湿地という「湧水湿地」群の典型であるところ、このタイプの湿地はかつて東海地方各地に普通に点在していましたが、農耕地への転用や各種開発により多くが失われてしまっており、同湿地群は現在も残された貴重な湿地といえます。特に、御嵩町には東濃・中濃地域湿地群957箇所のうち土岐市に次いで多い82箇所の湧水湿地が存在しています。

その1つである美佐野ハナノキ湿地群は、東海地方の固有種であるハナノキ(国VU^{※1})の町内最大の群生地であり、全体でその成木が80個体程度確認されており、特別に大きな2ha超の面積で自生し、東海地方の中でも屈指の個体数と面積が特徴です。

ハナノキ以外にも、シデコブシ(国NT^{※1})、ミカワバイケイソウ(国VU・岐阜VU・愛知EN^{※1})等の東海地方の固有種や、ヒメタイコウチ(国NT)、ギフチョウ(国NT)などの生物も生息し、

鳥類では15年以上も前からサシバ(国VU)、ミゾゴイ(国VU)などの営巣地として観察が続けられています。

私たちが今年4月に同湿地群を視察した際にも、記録されていないハナノキの幼木や稚樹の発見が次々とあり、ギフチョウなどの希少な昆虫類やニホンリス(ホンドリリス)、アズマヒキガエルなどの卵塊なども観察できました。

このような典型的な湿地タイプであることと地域固有種・絶滅危惧種の生育地であることが評価され、美佐野ハナノキ湿地群は環境省の定める「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(略称「重要湿地」)(No.274に含まれる東濃地域湧水湿地群)に選定されています^{※2}。同様の特徴を持つ東海丘陵湧水湿地群の中からは、2012年にラムサール条約湿地(豊田市の矢並湿地など)、も登録されています。

2. 残土による埋め立ては湿地群を消滅・劣化させる

2-1. 埋め立ては湿地群を直接的に消滅させる

「残土処分場候補地と美佐野ハナノキ自生地の概略図」^{〔図1〕}に残土処分場候補地とハナノキ自生地の概略図を示します。JR東海の説明では、リニアトンネル部から掘削排出される土砂は、地上部からヤードに仮置きされ、アクセス道路を利用して候補地A(民有地)とB(町有地)に搬入されます。そして、搬入された残土は、湿地群の上に最大で30mの盛り土をして埋め立て処分をすることになります。

しかし、ここは前述のとおり重要な湿地群のエリアであり、ハナノキだけでも御嵩町の成木総数の約3割が植生しています。ここを直接的に埋め立てて残土処分場とすることは、前述した湧水湿地が有する生態的特徴を根本から破壊する行為であり、締約国に対して条約湿地のみならず「全ての湿地を保全する」ことを義務づけているラムサール条約に大きく貢献してきた締約国である日本は、そもそも行うべきではありません。

2-2. 移植は保全にならない

JR東海は、両範囲内に植生する重要種につき移植等を行なうことで保全を図るとしています。しかし、移植は学術的に確立したものではなく、移植先の環境に適応できない事例がほとんどです。また、本年2月5日に町主催で開催された「重要湿地の保全に関する勉強会」の中で富田啓介・愛知学院大学准教授が指摘したように、遺伝的な多様性の保全からも慎むべきであるし、ハナノキが環境変化に合わせて最適な場所に群生地を移しながら個体群を維持してきたこと考慮すると、候補地それぞれにある谷間を埋めてしまうことは将来の個体群維持の可能性を摘んでしまいます。

2-3. 集水域の水の自然な流れを守ることが大切

また、2つの処分場候補地に挟まれた谷筋にも多くのハナノキ群生地があります^{〔図1〕}が、このエリアにも深刻な影響が予想されます。埋め立て候補地に降る雨水などは網目状に敷設した

地下排水管に集水して河川に排水する計画^{*3}ですが、それは本来地下に浸透して周辺の湧水湿地を潤すべき水量です。JR東海は尾根筋で分かれているため影響はないと説明しますが、地下水の流れは複雑につながっており、水枯れなどの影響が懸念されます。トンネル工事そのものでも地下水脈の流れが変化することが懸念されますが、湿地群を保全するためにはできるだけ水枯れになり得る要因を取り除く必要があります。

ラムサール・ネットワーク日本の発議で2021年に国際自然保護連合(IUCN)総会で採択された決議:IUCN-WCC2020.017「湿地保全のために水の自然な流れを守る」^{*4}では、地下水脈を含む水の自然な流れを維持することの重要性を認識し、予防原則に基づいて地下水を含む水の自然な流れを保全・再生する取り組みを各国政府に要請しています。IUCNの国家会員である日本政府もこの決議を実施する義務があります。湿地群を保全するためには、集水域全域を保全する必要があり、地下水脈を含む水の自然な流れを保全するためには埋め立て計画の撤回が不可欠です。

3.法令手続き上の要望

3-1 岐阜県への要望

岐阜県は、リニア中央新幹線に関する環境影響評価手続きにおいて、岐阜県知事意見を発出しています(2014年8月)。その第11項「廃棄物等」において、上記手続時点では明らかではない発生土の処理に関し、JR東海に対し「環境影響評価法に基づく手続きに準じた手続」を求める意見を述べています。特に「新たに発生土置き場等を設置する場合には、その規模や設置場所の地域特性等を考慮し、必要に応じて専門家の助言等を踏まえて調査項目等を選定した上で、着工前に調査・予測・評価を実施し環境保全措置の内容を定めるとともに、着工後の事後調査及びモニタリングの計画を策定すること。」を求めています。

美佐野ハナノキ湧水湿地群の埋め立ては、上記のとおり取り返しのつかない自然破壊をもたらすものであり、また、その事実は御嵩町が昨年から6回にわたり開催した「リニア発生土置き場に関するフォーラム」の結果からも明らかです。

ラムサール条約第8回締約国会議(COP8)決議16「湿地再生の原則とガイドライン」では『全ての締約国に対して、湿地の再生あるいは創出が自然湿地の喪失に置き換えられるものではないことを認識』するよう要請しています。美佐野ハナノキ湧水湿地群の保全措置としては、発生残土による埋め立てる計画を「回避」(＝撤回)する以外にありません。岐阜県は、JR東海に対して、湿地群の埋め立てを回避するよう求める意見を述べるべきです。そうしても、他地域での発生土処理ができないということはありません。

3-2 御嵩町への要望

御嵩町の渡辺幸伸・新町長は本年9月議会の中で「受け入れを前提とした協議は白紙とし、ゼロベースでJR東海と協議する」と表明しました。その上で審議会を設置し、その報告をふまえて判断すると述べられました。同時に、政策に民意を反映させるために「対話を第一に」する

こと、町民が誇りを持てるまちづくりをすること、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を取り入れた枠組みの構築と実行を述べられました。

SDGsの目標15では、森林や湿地など陸域の生態系を守ることや生物多様性が損なわれないよう絶滅が心配される生物を保護することなどが挙げられています。前項で示したとおり、JR東海が示す残土処分計画は、国際条約の基準に照らしても重要な湧水湿地である美佐野ハナノキ湿地群を消滅・劣化させるものであることから、SDGsの考え方に沿うためには、残土による湿地埋め立てという結論にはなり得ません。湿地群を保全・管理することこそ、世界に誇れるまちづくりに資するのではないのでしょうか。

そもそも、町および事業者等が一体となって希少野生生物を保護し生物多様性の確保を図ることを目的とする御嵩町希少野生生物保護条例に照らしても、町は重要な湧水湿地である美佐野ハナノキ湿地群を希少野生生物保護区域に指定しその保全を図る責務があります。県やJR東海に対しては、町は保護区域の保全に向けた措置を講ずることを要請しなければなりません。

町は、美佐野ハナノキ湧水湿地群が将来世代に引き継ぐべきかけがえのない財産であることを認識すべきです。私たちは、御嵩町に対して、上記環境影響評価手続きに準じる手続きにおいて同湿地群での発生土受け入れ拒絶の意見を述べるよう岐阜県に働きかけるとともに、町としても同湿地群を希少野生生物保護区域に指定し、埋め立てを許さずしっかり保全することを求めます。

以上

＊ラムサール・ネットワーク日本

地域の草の根グループや世界の NGO と連携しながら、ラムサール条約に基づく考え方・方法により、すべての湿地の保全、再生、賢明な利用の実現に寄与することを目的として活動している団体です。

(出典および参考)

※1 略記

国 V U : 環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類

国 N T : 環境省レッドリスト準絶滅危惧種

岐阜 V U : 岐阜県レッドリスト絶滅器具Ⅱ類

愛知 E N : 愛知県レッドリスト絶滅危惧ⅠB類

※2 環境省 HP 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」

https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html

※3 フォーラム第4回事前資料(JR東海) P21~24

※4 IUCN-WCC 決議「湿地保全のために水の自然な流れを守る」

http://www.ramnet-j.org/file/wcc_2020_res_017_jp.pdf

<http://www.ramnet-j.org/2021/05/report/4994.html>

添付資料：図1「残土処分場候補地と美佐野ハナノキ自生地の概略図」

美佐野ハナノキ自生地 (2023.8月現在)

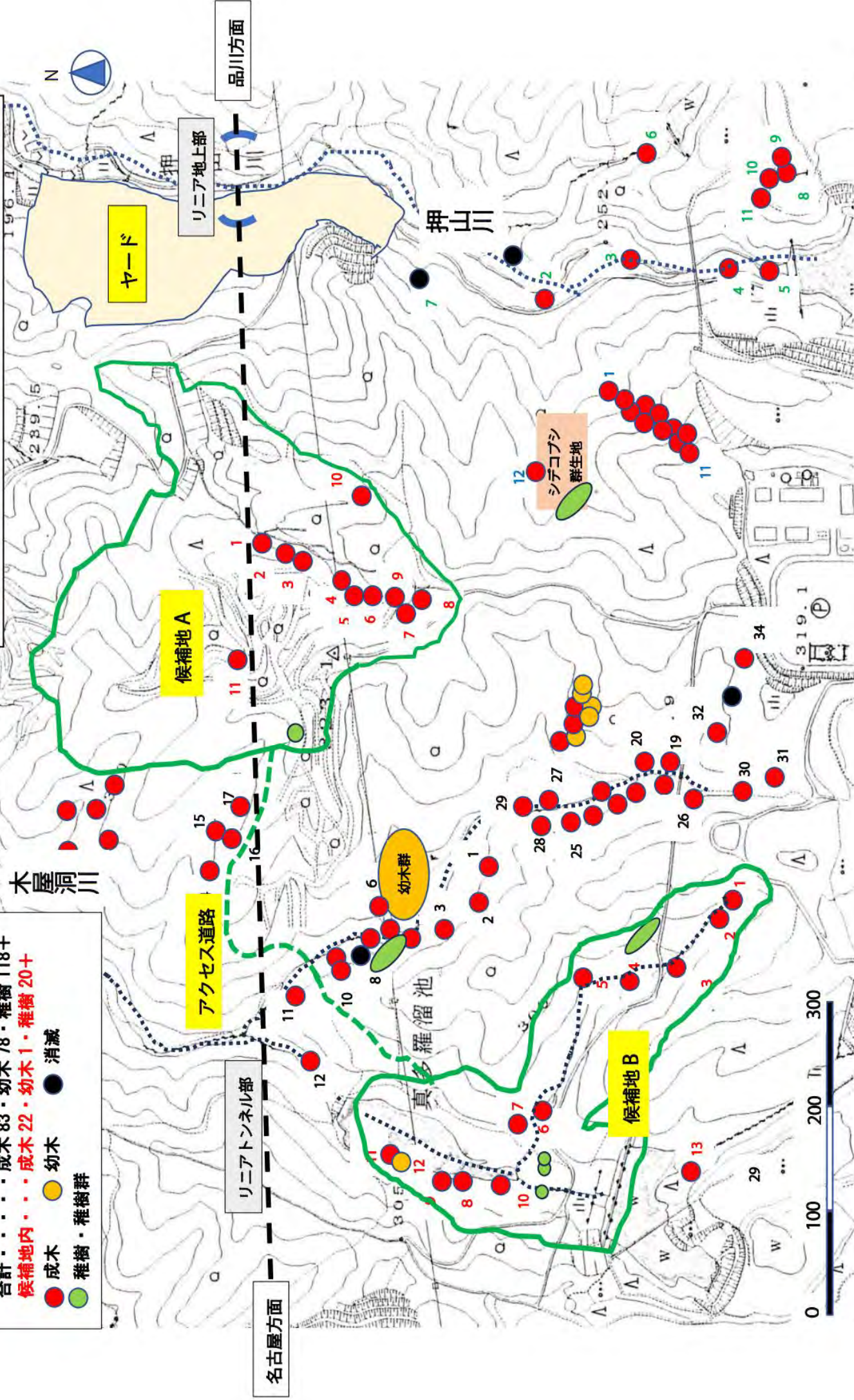
合計・・・成木 83・幼木 78・稚樹 118+

候補地内・・・成木 22・幼木 1・稚樹 20+

● 成木 ● 幼木 ● 消滅

● 稚樹・稚樹群

〔図1〕 残土処分場候補地と美佐野ハナノキ自生地の概略図



本図は正式な測量に基づくものではなく概略図です

環境に関する意見

委員名 小栗幸弘

本旨・結論

1) 全体的事項

2012（平成24）.2.28 中央新幹線環境影響評価方法書に対する岐阜県知事意見^{※1}

＜総括的事項【事業計画】1.＞において古田知事は、

「環境の保全の見地から特に重要と考えられる次の地域を回避するように慎重に検討する事」と発言され、そこには「貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地」と明記されている。この点から候補地A・Bは下記に記した内容を反映して頂きたい。

①候補地Bについて

多数の希少種（鳥類・昆虫・魚類・植物）が確認されており、このエリアは要対策土や健全土を置くべきではないと考える^{※2. ※3. ※4}。

②候補地Aについて

健全土で盛土をするとすれば南の尾根・谷筋には、多数の希少種植物（ハナノキ・シデコブシ等）が集中しており、また数多くの鳥類も確認されているため、この「一部分」を保護していただきたい^{※2. ※3}。

2) 地元自治会からの要望書（美佐野、次月）、「上之郷地区リニアトンネル残土を考える会」決議書の他、各種団体からの意見書、要望書^{※5}を尊重した対応を求めます。

①日本生態学会（2023.3.27）

②日本弁護士連合会（2023.5.12）

③日本野鳥の会（2023.8.3）

④ラムサール・ネットワーク日本（2023.10.6）

⑤WWF ジャパン（2023.12.20）

3) ハナノキの保全方法について^{※6}

ハナノキの種子の大部分は樹高よりも高い尾根を越えることが困難な為、遺伝的に近縁種同士で集団が構成され、そこに集団としての特徴が生まれる。したがって各地域のハナノキをその集団で保全することが大切で、移植に関しては「地理的な遺伝構造を見据えた方法」を検討されたい。

4) 保全方法全般について

伐採や移植は、慎重に検討して頂きたい。雌雄バランスを崩すと遠い将来消滅する恐れがあり^{※6. ※7}、移植先で確実に生育するかどうか、静岡市のように事前に確認していただきたい^{※8}。

5) その他（要望事項）

①省令・ハンドブック等の試験法を遵守するだけでは住民の安心・安全は得られない。検体採取方法^{※9}を見直し（岩質変わり目、2mm以下）、試験検体調製法（5地点均等法^{※10}）を

再検討し、土砂ピットに置かれたトンネル残土の試験精度を上げて頂くことを要望する。

②候補地 A に健全土で盛土をするとすれば、残土置き場の境界は、候補地 A 北側調整池から可能な限り南側とし、可児川を守って頂きたい。

③協定書（御嵩町：JR 東海）について

a) 可児川沿線に住む住民が、天変地異（地震・降雨など）が引き金となりリニアトンネル残土（置場）に係る損害を被った場合、誠意ある対応をしていただく事を協定書に盛り込んでいただきたい。

b) リニアは候補地 A の中央、候補地 B 北側を通過するため、万が一「沢水枯れで湿地が失われた場合の対処方法」を協定書に盛り込んでいただきたい。

c) 候補地 A に盛土をするとすれば、A の全周囲および候補地 B に接続する遊歩道を建設し、御嵩町民がいつでも自由に工事状況、湿地帯の状況、動植物を観察できるようにして頂きたい。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

※ 1. 中央新幹線環境影響評価方法書に対する岐阜県知事意見
小栗事前提出資料：2/27 ページ

※ 2. JR 東海提供資料「鳥類・植物 重要種確認地図」より。

※ 3. 第 6 回フォーラム資料「第 1 回～第 5 回のまとめ（御嵩町）」 p. 3
【JR 東海の対策】
・ 改変範囲内の希少種はすべて保全措置を行う。
・ 移植の是非を含む保全策の再検討

※ 4. JR 東海提供資料「鳥類・昆虫・魚類・植物 重要種確認地図」より。

※ 5. 各団体からの意見書、要望書

① 日本生態学会「岐阜県御嵩町の環境省重要湿地およびハナノキ群生地におけるリニア発生土置き場設置計画の見直しを求める要望書」
(2023. 3. 27・・・<https://www.esj.ne.jp/esj/Activity/2023Mitake.html>)」

② 日本弁護士連合会
「重要な湿地の保全・再生へ向けた適正な管理を行うための法制度の創設等を求める意見書」
2023 年（令和 5 年）5 月 12 日・・・小栗事前提出資料：3/27～17/27 ページ

③日本野鳥の会「岐阜県御嵩町のリニア残土処理予定地内のサシバ・ミゾゴイ等希少鳥類の保全について」(2023.8.3・・・<https://www.wbsj.org/press/pdf/20230803-01.pdf>)

④ラムサール・ネットワーク日本「美佐野ハナノキ湿地群の保全を求める意見書」(2023.10.6・・・http://www.ramnet-j.org/2023/10/13/231006_mizano.pdf)

⑤WWF ジャパン

「岐阜県御嵩町美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明」

・・・岡本秀範氏事前提供資料：1/3～3/3 ページ

※6. ハナノキの保全方法について

佐伯いく代准教授「希少樹種ハナノキを対象とした保全単位の設定」

小栗事前提出資料：18/27～23/27 ページ

※7. 「雌雄バランスを崩すと遠い将来消滅する恐れがあり」

富田啓介准教授「重要湿地に残土 見直しが望ましい」

小栗事前提出資料：朝日新聞 2023.6.24 24/27 ページ

※8. 「移植先で確実に生育するかどうか」

小栗事前提出資料：Yahoo!Japan ニュース 静岡新聞 2023.11.23 25/27 ページ

※9. サンプリング方法、試験法（試験検体調製法）

①5,000m3 に1回：岐阜県 建設発生土管理基準。

②5,000m3 につき1回以上：「岐阜県 建設発生土 自然由来重金属等 汚染対策の手引き」

※10. 土壤環境センター「埋戻し土壌の品質管理指針「自然地盤の土壌（改定版）」」

意見を裏付ける資料

※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

資料① 全 枚

資料② 全 枚

資料③ 全 枚

重要湿地・希少種に関する意見

委員名 竈橋まゆみ

本旨・結論

残土処分場予定地 AB を含む美佐野可児川左岸地域は、かつてゴルフ場開発が頓挫した経緯はあるが、湿地・草原・二次林・人工林・ため池・河川等の多様性ある生態系が現存し、生物相の底辺を支える植物総数も多く、昆虫・両生は虫類・水生生物・鳥類・ほ乳類など多種多様な生物を育んでいる。

ハナノキ、シデコブシ、ミカワバイケイソウといった東海地方を代表する固有種の群生地であり、環境省の重要湿地にも選定されている。重要湿地の選定目的は、希少種だけでなく、生物多様性に富んだ湿地の生態系を保全することであり、残土処分場として活用することは避けるべきである。

特にハナノキ成木総数 84 幼木総数 85 稚樹総数 187(2023/11 月現在)が生育する群生地や 100 株を越えるシデコブシ群生地を有する湿地帯は、御嵩町にとって二つとないかけがえのない地域であることから、町の天然記念物指定等何らかの保護指定区域とし、次世代に残すべきである。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

- 1, 美佐野残土処分場予定地域では、御嵩町で確認されている維管束植物・約 1,400 種(御嵩町版レッドデータブック 2013 記載)の半数近い 600 種以上が観察されており、その約 5%に当たる 29 種が、国、岐阜県、御嵩町の絶滅危惧種に指定されている。中には岐阜県内に於いても分布が限られる希少種が何種も含まれる。植物は生態系ピラミッドの底辺に有り、生産者として消費者である動物相を支えている。予定地の消滅は 600 種の何割かの植物が消滅することであり、食物連鎖による生物への影響は計り知れないことを配慮すべきである。(資料①)

また、御嵩町版レッドリストに指定された 114 種のうち、絶滅が危惧される要因を見ると、湿地の開発が最大の 31%を占め、湿地環境の減少が絶滅の脅威となっていることが指摘されている。(資料②)

レッドデータブックを策定する自治体として、湿地環境の埋立てを許可するべきではない。(資料③)

- 2, 鳥類も町内確認種 165 種の半数近い 80 種が観察され、絶滅の危惧される種は 22 種(全体の 27%)に上がる。(資料④)夏鳥であるミゾゴイはほぼ日本でのみ繁殖することから国際的にも絶滅危惧Ⅱ類とされるが 2014 から 4 ヶ所で営巣木が見つかり、美佐野の水域を繁殖地とし採餌場としていることは確実である。(資料⑤)裸地・礫地を好んで営巣するヨタカ(御嵩町特別指定種)(資料③)、暗い森を好むサンコウチョウ、両生は虫類を餌とするサシバ、昆虫(蜂)が好物のハチクマなど、それぞれ異なる環境を好む生物が繁殖地として美佐野を選んでいることから生態系の多様性が証明される。これらの住み処を奪うことは慎むべきである。

- 3, 2023/5 月、処分場予定地 B においてギフチョウの卵塊調査を行った。その結果 5×5 のプロット 31 ヶ所(775㎡)内でギフチョウの食草であるヒメカンアオイ 1,356 株、ギフチョウ 78 卵塊 524 卵を確認した。(資料⑥)「ギフチョウは食草であるヒメカンアオイに限られた環境にしか自生しないため、町内での生息は少なく細々と数箇所で生息」と御嵩町版レッドデータブックに記載される。JR の保全策は卵塊の付いたヒメカンアオイの移植だが、ヒメカンアオイが萎れた場合、全滅の危険性が高く、ギフチョウの自生地として保全すべきである。

- 4、希少樹種ハナノキは岐阜県の恵那山を中心とした半径約 50 kmに分布し、東濃各地の自生地は国、県、市町村により天然記念物指定されている所が多い。(資料⑦)ところが御嵩町ではこれまで農林課による名木指定された木が 2 本あるのみである。その理由の一つは、ハナノキの分布が町の東部上之郷の南北にかけ離れた山中にあり、ほとんど知られて来なかった点にあると思われる。町内のハナノキ総数 249 本は、美佐野 84 次月 75(合計 159)の集団と大久後 28 前沢 51(合計 79)の集団に分かれて分布しており、他地区はほぼ単木で後継樹を作ることが出来ない。次月 75 個体は鬼岩の巨石群という特異な環境の中のため池や水路に自生するため、稚樹が育つ環境がない状況である。

町内のハナノキ分布を見ると、美佐野地区の成木 84 幼木 85 稚樹 187 は特出した自生地といえる。(資料⑧)

水系ごとに見た場合、候補地 A が許可された場合、水系 2 の集団は全滅することになる。候補地 B が計画通り埋立てられることになれば、御嵩町の最西部の個体群が消滅することになる。(資料⑨)

また、ハナノキ自生地の分布を全体的に見た場合、御嵩町は現在の西限である犬山まで 20 kmの距離であり、御嵩、可児、多治見と続くハナノキ分布の境界線上に位置している。(資料⑦)

御嵩町の最大の自生地の消滅はその境界線の一画の消滅であり、長い視点で見ると生態系の多様性の一つを失うことになる。美佐野地区のハナノキ 84 個体の分断は御嵩町だけでなく、ハナノキ自生地の全体にとっても損失であり、避けるべきである。

- 5、重要湿地に選定された「美佐野ハナノキ湿地群」とはどこか？という議論がたびたび話題となる。

2008～2016 にかけて踏査した木屋洞川と押山川に挟まれたハナノキやシデコブシを伴う湿地帯の記録を提出する。(資料⑩⑪)

候補地 B には1の真多羅溜池上流湿地すべてと、棧橋建設により、2の一部が当てはまると思われる。

候補地 A については、5の元ゴルフ場予定地跡湿地と6のハナノキ谷湿地群が該当するが、4の一部も影響すると考えられる。

- 6、前回、話題となった候補地 A の盛土、切り土が行われた湿地について、2016年当時の記録を提出する。(資料⑩⑪)

湿地群リストの5.元ゴルフ場予定地跡湿地と6. ハナノキ谷湿地群であるが、2016年時には、湿地性植生が十分に見られると判断し、記録したものである。(資料⑫)

合わせて御嵩町の湿地分布についても、みたけの森を除いてはすべてが上之郷地区にあり、(資料⑬)その分布はハナノキ・シデコブシの分布と同じくするものである。美佐野の湿地と同じように規模の小さい湧水湿地がほとんどであり、保全の行われている湿地はほぼ無いに等しい。

「前沢湿地」と言われている規模の大きな重要湿地は、正確には 8 割の面積が瑞浪市にあり、御嵩町で 1 番大きな湿地はみたけの森の高原湿原である。

このような観点から、御嵩町ではたとえ小規模の湿地でも大切にすべきであり、むやみに残土で埋めてはならない。

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

- 資料① 美佐野地区・維管束植物リスト 全 9 枚 (第 4 回提出済)
- 資料② レッドリスト植物の生育地 全 1 枚
- 資料③ 町指定希少野生生物 全 4 枚
- 資料④ 美佐野地区鳥類リスト 全 2 枚 (第 4 回提出済)
- 資料⑤ 御嵩町美佐野地区ミゾゴイ関連記録 全 1 枚
- 資料⑥ 候補地 B 真多羅溜池上流におけるギフチョウの卵塊調査記録 全 2 枚
- 資料⑦ ハナノキ自生地 of 西限 全 3 枚
- 資料⑧ 御嵩町のハナノキ分布図 全 1 枚
- 資料⑨ 美佐野ハナノキ水系別分布図 全 1 枚
- 資料⑩ 美佐野地区の湿地分布図 全 1 枚
- 資料⑪ 美佐野ハナノキ湿地群リスト一覧 全 1 枚

以下未完成

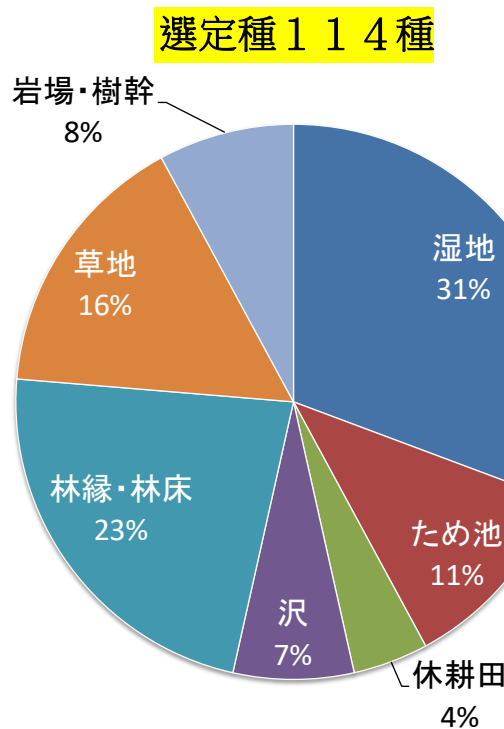
- 資料⑫ 候補地 A の自然紹介
- 資料⑬ 御嵩町内の湿地分布について

選定種（植物）一覧

※科は北隆館（2013）の「維管束植物分類表」に従った。

No.	種名	科	環境省	岐阜県	No.	種名	科	環境省	岐阜県	No.	種名	科	環境省	岐阜県
1	ヤマホオズキ	ナス	I B	I	39	ソクシンラン	キンコウカ	-	II	77	クジャクシダ	イノモトソウ	-	-
2	サガミトリゲモ	トチカガミ	II	I	40	ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ	-	II	78	ジュンサイ	ハゴロモモ	-	-
3	ミカワバイケイソウ	シュロソウ	II	II	41	エンシュウムヨウラン	ラン	-	II	79	ホッスモ	トチカガミ	-	-
4	キンラン	ラン	II	II	42	ヨウラクラン	ラン	-	II	80	ホソバミズヒキモ	ヒルムシロ	-	-
5	ミズマツバ	ミソハギ	II	-	43	シズイ	カヤツリグサ	-	II	81	アマナ	ユリ	-	-
6	ハナノキ	ムクロジ	II	II	44	ヘビノボラズ	メギ	-	II	82	カタクリ	ユリ	-	-
7	イヌセンブリ	リンドウ	II	I	45	オトコゼリ	キンボウゲ	-	II	83	ホトトギス	ユリ	-	-
8	ヒトツバタゴ	モクセイ	II	II	46	カキノハグサ	ヒメハギ	-	II	84	ジガバテソウ	ラン	-	-
9	スズメノハコベ	オオハコ	II	-	47	ヒナノカンザシ	ヒメハギ	-	II	85	コバトソウ	ラン	-	-
10	ミカワシオガマ	ハマウツボ	II	II	48	ヒメオトギリ	オトギリソウ	-	II	86	カヤラン	ラン	-	-
11	オオヒキヨモギ	ハマウツボ	II	II	49	コショウノキ	ジンチョウゲ	-	II	87	ノハナショウブ	アヤメ	-	-
12	キキョウ	キキョウ	II	準	50	ナンカイヒメイワカガミ	イワウメ	-	II	88	イトイヌノヒゲ	ホシクサ	-	-
13	ヒダアザミ	キク	II	-	51	アイナエ	マチン	-	II	89	イチリンソウ	キンボウゲ	-	-
14	シデコブシ	モクレン	準	II	52	ナンバンギセル	ハマウツボ	-	II	90	ククザキイチゲ	キンボウゲ	-	-
15	アギナシ	オモダカ	準	-	53	オケラ	キク	-	II	91	ナメライモンジソウ	ユキノシタ	-	-
16	イトトリゲモ	トチカガミ	準	I	54	ヒツジグサ	スイレン	-	準	92	ユクノキ	マメ	-	-
17	イトモ	ヒルムシロ	準	II	55	イワショウブ	チシマゼキショウ	-	準	93	イタチササゲ	マメ	-	-
18	マメヅタラン	ラン	準	準	56	コオニユリ	ユリ	-	準	94	ウメバチソウ	ニシキギ	-	-
19	ムギラン	ラン	準	準	57	ギンラン	ラン	-	準	95	コヤマスミレ	スミレ	-	-
20	エビネ	ラン	準	II	58	ツチアケビ	ラン	-	準	96	アケボノスミレ	スミレ	-	-
21	サギソウ	ラン	準	I	59	カキラン	ラン	-	準	97	トモエソウ	オトギリソウ	-	-
22	トクソウ	ラン	準	I	60	コケイラン	ラン	-	準	98	ミズオトギリ	オトギリソウ	-	-
23	カザグルマ	キンボウゲ	準	II	61	ユウスゲ	ウスレグサ	-	準	99	ウメガサソウ	ツツジ	-	-
24	セツブンソウ	キンボウゲ	準	II	62	ケシシヅカギヤ	カヤツリグサ	-	準	100	サラサドウダン	ツツジ	-	-
25	ミスミソウ	キンボウゲ	準	II	63	マネキシシヅカギヤ	カヤツリグサ	-	準	101	イワナンテン	ツツジ	-	-
26	ツメレンゲ	ペンケイソウ	準	準	64	マキエハギ	マメ	-	準	102	ギンリョウソウモドキ	ツツジ	-	-
27	タチモ	アリノトウグサ	準	I	65	フモトミズナラ	ブナ	-	準	103	レンゲツツジ	ツツジ	-	-
28	サクラバハノキ	カバノキ	準	準	66	シラヒゲソウ	ニシキギ	-	準	104	シロバナイナモリソウ	アカネ	-	-
29	ナガバノウナギツカミ	タデ	準	準	67	ミズユキノシタ	アカバナ	-	準	105	フデリンドウ	リンドウ	-	-
30	スズサイコ	キョウチクトウ	準	準	68	マツヅミ	オオバヤドリギ	-	準	106	アケボノソウ	リンドウ	-	-
31	イヌタヌキモ	タヌキモ	準	I	69	ウカイコモウセンゴケ	モウセンゴケ	-	準	107	ジュウニヒトエ	シソ	-	-
32	ムラサキミミカキグサ	タヌキモ	準	-	70	カラタチバナ	ヤブコウジ	-	準	108	シコクママコナ	ハマウツボ	-	-
33	セツコク	ラン	-	I	71	ホタルカズラ	ムラサキ	-	準	109	コシオガマ	ハマウツボ	-	-
34	サウラン	ラン	-	I	72	シソクサ	オオハコ	-	準	110	ミミカキグサ	タヌキモ	-	-
35	クモラン	ラン	-	I	73	スイラン	キク	-	準	111	ホザキノミミカキグサ	タヌキモ	-	-
36	ミカワマツムシソウ	マツムシソウ	-	I	74	オミナエシ	オミナエシ	-	準	112	タマミズキ	モチノキ	-	-
37	ナガバノイタチシダ	オシダ	-	II	75	ヤマナシ	バラ	-	不足	113	サワギク	キク	-	-
38	ヤナギスプタ	トチカガミ	-	II	76	ミズズギ	ヒカゲノカズラ	-	-	114	サワオグルマ	キク	-	-

レッド種の生育地



御嵩町で絶滅が危惧される植物の約 4 割が
湿地と沢に生育する

御嵩町希少野生生物保護条例による 町指定希少野生生物の指定



御嵩町は、濃尾平野の東北に位置し町の中央部を可児川が流れ、里山と平野が接する町です。これらの里山や可児川の恩恵を受け、私たちは多種多様な野生生物と共に暮らしてきました。

しかしながら、近年の私たちの地球規模での生活活動は野生生物の減少や絶滅、生態系の破壊ひいては人類の生存基盤にまで影響を与えています。

そのため、御嵩町では独自に御嵩町版レッドデータブックを策定し、町及び事業者並びに町民が積極的に希少野生生物を保護し、将来の町民がこの貴重な財産を享受できるようにするために御嵩町希少野生生物保護条例を制定しました。

町指定希少野生生物の指定

御嵩町希少野生生物保護条例に基づき、本町に生息または生育する希少野生生物のうち、町長が特にその保護を図ることが必要と認めた種として「町指定希少野生生物」9種を平成19年5月10日に指定しました。なお、町指定希少野生生物は、今後も追加されることがあります。また、環境省等のレッドリストの見直しにより、評価区分が変更されることがあります。

罰則規定

御嵩町内において、町指定希少野生生物の生きている個体を捕獲、採取、殺傷または損傷することを原則禁止します。学術的研究などの目的で捕獲等を行う場合においては、事前に町長の許可を受ける必要があります。この条例に違反した場合は、2万円以下の過料に処されます。

また、ミカワシオガマ・セツコクについては「岐阜県希少野生生物保護条例」で、オオタカは「種の保存法」で、鳥類については「鳥獣保護法」により保護されており、違反した場合は、最高1年以下の懲役または、100万円以下の罰金が科されます。

鳥・獣の繁殖に影響を及ぼす行爲。
警察に通報。

岐阜県希少野生生物保護条例

ミカワシオガマ

Pedicularis resupinata var. *microphylla* Honda

ゴマノハグサ科



評価区分：環境省 絶滅危惧ⅠB類・岐阜県 絶滅危惧Ⅰ類

形態：高さ35～120cmになる多年草。葉は下部のものは対生、中部以上は互生し、長さは10～20mm。

生育地：丘陵山間部の、日当たりの良いごく限られた湿地に自生している。

分布：日本の固有種で東海地方（愛知県、岐阜県）に分布。

危惧の要因：開発による湿地帯の消失や、観察者によって採取されたり踏み荒らされることにより減少している。

カザグルマ

Clematis patens C. Morren et Decne.

キンボウゲ科

評価区分：環境省 絶滅危惧Ⅱ類・岐阜県 絶滅危惧Ⅱ類

形態：落葉性つる植物で茎は木質になる。

生育地：湿地周辺の林縁、湿った土手などに生育する。

分布：本州、四国、九州北部に分布。本町では、上之郷・中地区に自生地が点在する。

危惧の要因：個体数が少なく、山野草としても人気があるため園芸目的での採取や、開発による湿地の消失などにより激減している。



キンラン

Cephalanthera falcata (Thunb.) Blume

ラン科



評価区分：環境省 絶滅危惧Ⅱ類・岐阜県 準絶滅危惧

形態：高さ30～70cmになる多年草。

生育地：丘陵地から低山地の主に落葉広葉樹林の林縁に生育する。

分布：本州（秋田県以南）、四国、九州に分布。

危惧の要因：生育地となる二次林の維持管理も放置され、植生の遷移と花の美しいラン科の植物であるため乱獲されやすく、激減している。

岐阜県希少野生生物保護条例

セッコク

Dendrobium moniliforme (L.) SW.

ラン科

評価区分：環境省 —・岐阜県 絶滅危惧Ⅰ類

形態：高さ10～30cmになる多年草。多数の節があつて節間に縦すじがある。

生育地：常緑広葉樹林帯の岩上や樹上に着生する。

分布：本州～沖縄諸島に分布。

危惧の要因：本町では、ごく一部の岩場に生育するが、手の届くものはほとんど園芸目的で採取され、急峻な地形の場所に残存しているにすぎない。



ヨタカ

Caprimulgus indicus Latham

ヨタカ目ヨタカ科

- 評価区分：環境省 絶滅危惧Ⅱ類・岐阜県 —
 形態：全長29cm前後のハトより小ぶりの夏鳥。
 生息地：林内の少し開けた所にある裸地の地面に巣座をつくらず直接産卵・育雛する。
 分布：初夏、繁殖のため低山の明るい林などに渡来し、9月末頃渡去する。
 危惧の要因：町内では、大久後地内、みたけの森などで観察したが、個体数は少ない。



種の保存法

オオタカ

Accipiter gentilis Linnaeus

タカ目タカ科



- 評価区分：環境省 準絶滅危惧・岐阜県 準絶滅危惧
 形態：全長53cm前後の留鳥。
 生息地：樹林と農耕地、河川、湖沼のある里山や、アカマツ混生林に多く見られる。
 分布：北海道から本州の広い範囲で生息。
 危惧の要因：山間道路・ゴルフ場などの開発により生息場所が減少している。

タマシギ

Rostratula benghalensis Linnaeus

チドリ目タマシギ科

- 評価区分：環境省 —・岐阜県 準絶滅危惧
 形態：全長24cm前後のムクドリくらいの留鳥。
 生息地：丘陵帯の湿地、水田や水深の浅い池沼などにみられることが多い。
 分布：留鳥として主に関東地方以南で繁殖し、水田や湿地等に棲息する。冬には南に渡るものも多い。
 危惧の要因：開発による湿地の減少、道路新設工事や宅地開発による水田の埋め立て・乾燥化などによる。



ホトケドジョウ

Lefua echigonia Jordan et Richardson

コイ目ドジョウ科



- 評価区分：環境省 絶滅危惧ⅠB類・岐阜県 絶滅危惧Ⅱ類
 形態：最大で80mmになる冷水性の底生魚。
 生息地：湧水を水源とする細流、湿原や水田周りの小溝
 分布：本州（青森県を除く東北地方から近畿地方まで）
 危惧の要因：かつては多くの湧水などでよく見られたが、丘陵地の開発により湿地帯が減少したことや湿田などの乾田化、用排水路の三面コンクリート化により激減した。



評価区分：環境省 絶滅危惧Ⅱ類・岐阜県 絶滅危惧Ⅱ類
 形態：3cmにも満たない目立たないチョウ。
 生息地：サギソウなどが自生する湿地に生息する。
 分布：本州（群馬県西部～山口県）に分布。産地は局地的に分布している。
 危惧の要因：多くの湿地がゴルフ場や住宅団地などの開発により減少し、絶滅危惧種の中でも最も絶滅が危惧されている種の一つとなっている。

町指定希少野生生物保護区域の指定

町指定希少野生生物が生息または生育する区域で、町長が区域一体で保護が必要と認める場合は「町指定希少野生生物保護区域」を指定することができます。

保護区域内において建築物を取り扱う、宅地造成や開墾、鉱物や土石の採掘、水位や水量を変える行為、伐採等を行う場合は町長の許可を得なければなりません。

立ち入り制限区域の指定

- 町長は、町指定希少野生生物の個体の生息または生育のため、保護区域内において特に人の立ち入りを制限し、その保護を図る必要があると認める場所を土地所有者または占有者の同意により、当該個体の繁殖期間など保護に必要な最小限の期間、立ち入り制限区域として指定することができます。
- 何人も、立ち入り制限区域内に入ってはなりません。ただし、非常災害や学術研究等のため町長の許可を得た場合は例外となります。
- 土地所有者または占有者が正当な理由により指定の解除を求めたとき、または指定の理由がなくなった時は指定を解除しなくてはなりません。

御嵩町版レッドデータブック2007掲載種数一覧

区分 分類群	環境省評価区分			岐阜県 独自選定種	御嵩町希少種 (御嵩町独自選定種)	計
	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧			
植 物	2	16	4	12	52	86
鳥 類	0	3	4	6	10	23
魚貝類	2	3	3	2	2	12
蝶 類	0	3	2	1	5	11
計	4	25	13	21	69	132

お問い合わせ先

御嵩町役場 環境保全課環境政策係
 Tel: 0574-67-2111 (内線2124)

写真は御嵩町版レッドデータブック2007より転載 ▶▶▶



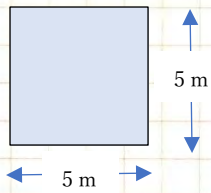
御嵩町美佐野地区ミゾゴイ関連記録

2023/6月現在

	西暦	和暦	月	日	場所	状況	参加者	その他
1	2008	平成20	1	20	押山川流域	初列風切羽根P10、1枚。猛禽類食痕(アオバト)と共に拾得	2名	23種を確認・オシドリ30±・マヒワ40±・ツグミ30・ベニマシコ18・メジロ90+など大量の群れ(ホンドリス・岩にオオルリの巣)
2	2008	平成20	2	23	押山川流域	羽根2枚拾得。1/20と同個体と思われる。	3名	23種を確認・オオタカ1・カイツブリ1・エナガ25+・ルリビタキ・他
3	2008	平成20	7	5	押山川流域	ミゾゴイの夜間調査を行うが成果なし	2名	押山川下流域でゲンジボタル舞う
4	2014	平成26	4	12	木屋洞川流域	樹高約20mコナラ大木の地上約15mのV字に伸びた枝上に皿形の巣	4名	ミカワバイケイソウ81株シデコブシ8株を確認。ヒレンジャクの群れ飛来
5	2014	平成26	4	19	木屋洞川流域	営巣木上流約300m地点で地上から飛び立ち樹上で擬態するミゾゴイ1。	4名	イカル(真多羅溜池右岸に営巣木) 真多羅溜池上流にミカワバイケイソウ3・シデコブシ3
6	2014	平成26	6	8	木屋洞川流域	ミゾゴイ営巣木、使っている気配無し。	3名	湿地調査を行なう。アカハライモリ確認。
7	2015	平成27	5	2	木屋洞川流域	コナラ営巣木修復の痕跡有り。	3名	カザグルマ、アカハライモリ確認。
8	2015	平成27	5	31	木屋洞川流域	コナラ営巣木修復の痕跡有り。昨年と比べて厚みが増している。	4名	フクロウの羽根1を拾う。カブトムシ、アズマヒキガエル確認
9	2016	平成28	5	15	木屋洞川上流域	11:00ハナノキ沢→西に飛ぶミゾゴイ1。	4名	ミカワバイケイソウ86株確認。
10	2016	平成28	10	31	木屋洞川流域	ミゾゴイ巣落ちかかる。	4名	真多羅池でオシドリ40±・カワセミ1・カイツブリ1
11	2016	平成28	11	29	木屋洞川流域	ミゾゴイ巣に野鳥の会岐阜関係者を案内	3名	真多羅池でオシドリ40±・カイツブリ1
12	2022	令和4	5	5	木屋洞川流域	ミゾゴイ巣は既に無くコナラもどの木か判らず。	4名	真多羅池は堤体決壊工事がされ水なし。
13	2022	令和4	6	17	木屋洞川流域	樹高約20mホオノキの横枝のV字部に真新しい皿形の巣。西10m地点でミゾゴイ成鳥の羽根1羽分拾得。	2名	サンバ営巣確認(ヒナ3羽)
14	2023	令和5	4	17	押山川流域	樹高約18mコナラの南に伸びた横枝のV字部に皿形の古巣(高さ約13m) フジ蔓が絡む。	7名	オオルリ古巣のある湿地帯周辺でサンバが鳴きながら帆翔,止まりをする。他にオオルリSong。
15	2023	令和5	4	17 18	木屋洞川流域	ICレコーダーによる生息確認。18:44ミゾゴイ・3:36～ミゾゴイとフクロウ同時、以後兩種鳴く。	野鳥の会岐阜・他1名	18:54オシドリ・20:02ムササビ・3:36フクロウ
16	2023	令和5	6	7	押山川流域	樹高約15mアラカシの押山川に伸びた高さ約12mの枝の又部に皿形の古巣。	2名	2008年の羽根を拾った地点から下流に約100m地点。

オオタカと美しい自然を守る会

真多羅溜池上流部～堰堤下ギフチョウ卵塊調査図 2023



真多羅溜池

処分場予定地



春の女神と呼ばれる
ギフチョウ（国の絶滅危惧Ⅱ類）



仁丹のようなギフチョウの卵



100m

美佐野地区ギフチョウ卵塊調査 2023

①ゴルフ場ワンド堰堤下～真多羅溜池上流部				②真多羅溜池上流部～左岸南部			
調査日：令和5年5月1日（月）晴れ				調査日：令和5年5月2日（火）晴れ			
No.	ヒメカンアオイ 株数	ギフチョウ 卵塊数	ギフチョウ 卵数	No.	ヒメカンアオイ 株数	ギフチョウ 卵塊数	ギフチョウ 卵数
1	14	5	23	17	66	4	21
2	13	3	34	18	65	3	21
3	7	1	3	19	14	0	14
4	73	2	21	20	33	4	29
5	62	3	21	21	32	6	41
6	23	1	5	22	44	1	5
7	40	2	10	23	35	2	17
8	36	3	23	24	15	1	18
9	39	5	33	25	18	2	11
10	131	7	51	26	4	3	14
11	104	0	0	27	29	1	6
12	45	8	53	28	6	0	0
13	99	5	32	29	15	2	9
14	78	0	0	30	14	0	0
15	62	3	15	31	5	0	0
16	135	1	8				
計	961	49	332	計	395	29	192
合計	ヒメカンアオイ株数…1,356株／ギフチョウ卵数…78卵塊524卵						

※5m×5mを1つの枠とし、ヒメカンアオイの株数とギフチョウの卵数を記録した。

※5m×5m枠合計数31ヶ所でヒメカンアオイ1,356株、ギフチョウの卵(78卵塊,計524卵)を確認した。（約17株に1卵塊、1卵塊あたり平均6.7卵）

・ 5m×5m（25㎡）あたりの平均卵数・・・2.5卵塊16.9卵
・ 1卵塊あたりの平均卵数・・・6.7卵
・ 5m×5m（25㎡）あたりの平均ヒメカンアオイ株数・・・43.7株

※推定値は100m×100m（1ha）あたり、1,000卵塊6,760卵、ヒメカンアオイ株数17,480株。

参加者：4月25日…3名、5月1日…4名、5月2日…4名（のべ11名）

（調査者：可児ネイチャークラブ/上之郷リニア残土を考える会）

ハナノキ自生地の西限

玉木一郎¹⁾・籠橋まゆみ²⁾

¹⁾岐阜県立森林文化アカデミー (〒501-3714 岐阜県美濃市曾代 88)

²⁾NPO可児ネイチャークラブ (〒509-0214 岐阜県可児市広見861-2 河合和幸方)

Western limit of natural habitats of *Acer pycnanthum* K. Koch

Ichiro Tamaki¹⁾ and Mayumi Kagohashi²⁾

¹⁾Gifu Academy of Forest Science and Culture, 88 Sodai, Mino, Gifu 501-3714, Japan

²⁾Non-Profit Organization of Nature Club in Kani, 861-2 Hiromi, Kani, Gifu 501-0214, Japan

Abstract

We reported two new natural habitats of *Acer pycnanthum* K. Koch at Inuyama City, Aichi Prefecture Japan. The distribution areas of *A. pycnanthum* are limited in only Gifu, Aichi and Nagano Prefectures, Japan. We investigated the detail distribution areas of this species using the specimens stored in Local History Museum, Faculty of Education, Gifu University ('GIFU'), Gifu Prefectural Museum ('GPM-B') and Herbarium of Aichi Green Association (AICH; Serizawa 2015), and published documents, and showed that this newly reported natural habitats were the western limit of its species range.

ハナノキ *Acer pycnanthum* K. Koch はムクロジ科の高木で、岐阜、愛知、長野の湧水湿地に生育する固有種である。自生地の開発や、里山利用の放棄に伴う植生遷移の進行が原因の更新阻害により絶滅が危惧されており（横井ら2008）、環境省（2020）のレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されている。今回新たに確認した2箇所の自生地を、本種の分布の西限として報告する（図1）。

一つ目の自生地は愛知県犬山市今井にある成沢池の南岸である（北緯35.37327度、東経137.01944度、標高167 m；図1）。成沢池は昭和8年（1933年）に造成された農業用ため池で、入鹿池に注ぐ成沢川の支流である畑ヶ平～平内洞水系に位置する。池の南岸の斜面上部にはヒノキ人工林がある。ハナノキは、そのヒノキ人工林と池の間の斜面に1個体のみが生育している。この個体は池に向かって斜行する2本の幹から構成されており、胸高直径はそれぞれ58.1 cmと51.1 cmであった。2021年3月17日に雄花を確認した。筆者らは2020年10月と2021年3月と4月、7月に、尾根の反対側（北側）の可児市の山林も含めて現地周辺の湿地環境を踏査したが、追加個体を発見することはできなかった。周辺の植栽されたハナノキは、約300 m北のリトルワールド内に3個体存在する。ただし、これらの胸高直径は8.3～21.3 cmと本個体よりも小さく若いため、本個体の親木にはならない。現在、成沢池は民家から1 kmほど離れた山中に位置している。さらに、過去の成沢池周辺の民家の配置を、大日本帝国陸軍省参謀本部陸地測量部（2005）の1911年（明治44年）の古地図と国土地理院のWebサイト（<https://www.gsi.go.jp>, 2021年11月19日アクセス）で提供されてい

る1960年代の空中写真で確認したが、現在の民家の配置とほとんど違いはなかった。したがって、ハナノキは庭木として植栽されることもあるが、本報告個体が植栽に由来する可能性は低いと考えられる。

二つ目の自生地は愛知県犬山市池野向田である（北緯35.33146度、東経136.98646度、標高88 m；図1）。本自生地は犬山市の本宮山の南東の西洞川水系に位置する。西洞川は入鹿池下部で五条川に合流する。本自生地の存在は、2014年ごろから一部の地元住民の間では知られていたが、標本に基づく報告は本稿が初である。ハナノキは2個体で、胸高直径は48.9 cmと11.1 cmであった。著者らは2021年8月と9月に現地の沢の周辺を踏査したが、追加個体を発見することはできなかった。小さいサイズの個体は下枝の位置が高すぎて標本用の枝を採取できなかったもので、登録できた標本は大きいサイズの個体のみである。大きいサイズの個体は2.5 mの高さで二又になっていた。2019年3月25日に大きいサイズの個体の雄花を確認した。小さいサイズの個体の雌雄は未確認である。ただし、これら2個体間の距離は1.2 mと近接しており、クローンの可能性も考えられる。これらの個体は沢から1.5 mほどの位置に生育している。周囲の植生は、アベマキやコナラ、マダケの林で、ヒノキ人工林が隣接する。近隣には植栽個体は存在しない。また、本報告個体は民家から500 mほど離れた山中に位置する。この民家との位置関係についても、成沢池の場合と同様に1911年の古地図と1960年代の空中写真で確認したが、現在のものとほとんど違いはなかった。したがって、本報告個体が植栽に由来する可能性は低いと考えられる。

成沢池や成沢池のある平内洞内の他5箇所のため池には、ハナノキと同じく東海丘陵要素植物群とされるシデコブシやクロミノニシゴリも自生している（ふるさとの自然を愛するスズサイコの会2021）。また、向田に関しても、直線距離で80 mほど離れた場所にヒトツバタゴの国指定天然記念物の自生地があり、さらに、近接する西洞下池や西洞上池にはマメナシやクロミノニシゴリも自生している。ゆえに、本稿で報告するこれら2箇所の環境は、ハナノキの自生環境と考えることができる。これら2箇所の自生地は、図1に示した現存の自生地からは10 km以上離れているため、現存の集団からの一度の種子散布により生じた個体とは考えにくい。したがって、これらのハナノキ個体は、かつて入鹿池周辺に広く存在していたハナノキ集団の残存個体かもしれない。

今回報告する自生地が本種の分布の西限であることを確認するために、岐阜大学教育学部附属郷土博物館植物標本庫（'GIFU'）と岐阜県博物館植物標本庫（'GPM-B'）、愛知みどりの会標本室（AICH；芹沢2015）の標本を調査した。その結果、本報告地よりも西側で、植栽と明記されていない標本が'GIFU'

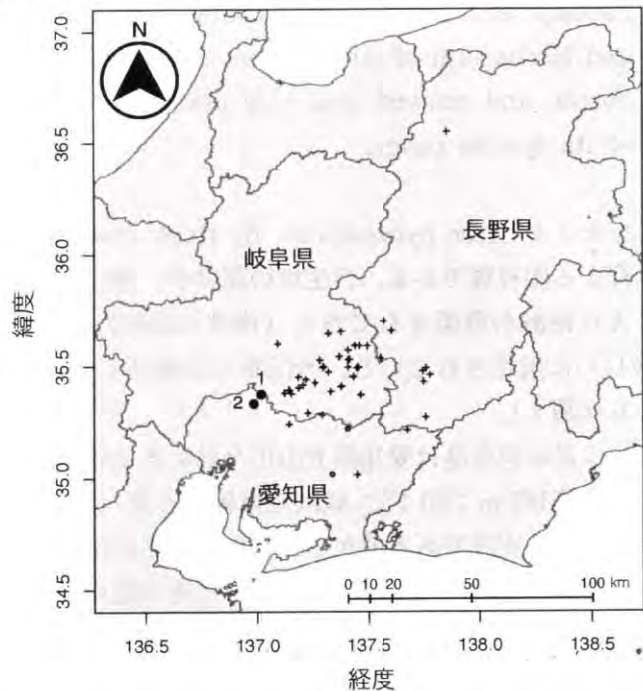


図1. ハナノキの自生地の分布図。岐阜大学教育学部附属郷土博物館植物標本庫と岐阜県博物館植物標本庫、愛知みどりの会標本室で確認したハナノキの標本の位置情報、筆者らの現地での観察、およびSaeki & Murakami (2009) による自生地を十字で示す。自生地かどうか疑わしいものを白丸で示す（豊田市旭八幡と豊田市下山）。本稿で報告した西限の自生地を黒丸で示す（1：犬山市今井成沢池、2：犬山市池野向田）。

に1点と'GPM-B'に2点認められた。

一つ目は岐阜県坂祝町黒岩の黒岩神社（二村延夫, 14884, 1997.9.10, 'GIFU'）の標本である。黒岩神社の社叢はヒノキやアラカシが優占する林で、筆者らの調査では、ハナノキを発見できなかった。黒岩神社は郷部山の北側に位置しており、郷部山の北西の谷にはシデコブシの自生地が存在する（日本シデコブシを守る会 1996）。このシデコブシ自生地は、黒岩神社から直線距離で400mほど離れるが、ハナノキはシデコブシと似た立地に生育するため（糸魚川 2007）、この谷に生育していた個体が標本として報告された可能性が考えられた。しかし、踏査の結果、胸高直径10.5 cmのシデコブシが1個体と樹高1-3 m程度のコブシの稚樹が3個体見つかっただけで（郷部山の南東には由来が不明の大きなサイズのコブシが生育しているため、今回発見したコブシの稚樹は、おそらくこのコブシに由来するものだろう）、ハナノキを発見することはできなかった。標本の由来（自生／植栽）は不明のままだが、本地域には自生しないコブシの存在から、当地付近では過去に植栽が行われており、ハナノキも黒岩神社に植栽されていた個体の可能性が考えられる。黒岩神社周辺でハナノキが見つからなかったことから、この場所は過去には自生地であったかもしれないが、現在は自生地ではないと判断した。

二つ目は岐阜県岐阜市長良北町（井波一雄, 1993-54, 1967.3.31, 'GPM-B' GPM-B21579-1）の標本である。岐阜市長良北町は、現在は市街地になっている場所で自生環境とはかけ離れているため、植栽個体から採取されたものと考えられる。このすぐ東に長良公園があり、2001年に（財）日本造園建設業協会岐阜県支部により植栽された胸高直径31.3 cmのハナノキがあるが、これは上記の標本とは無関係だろう。

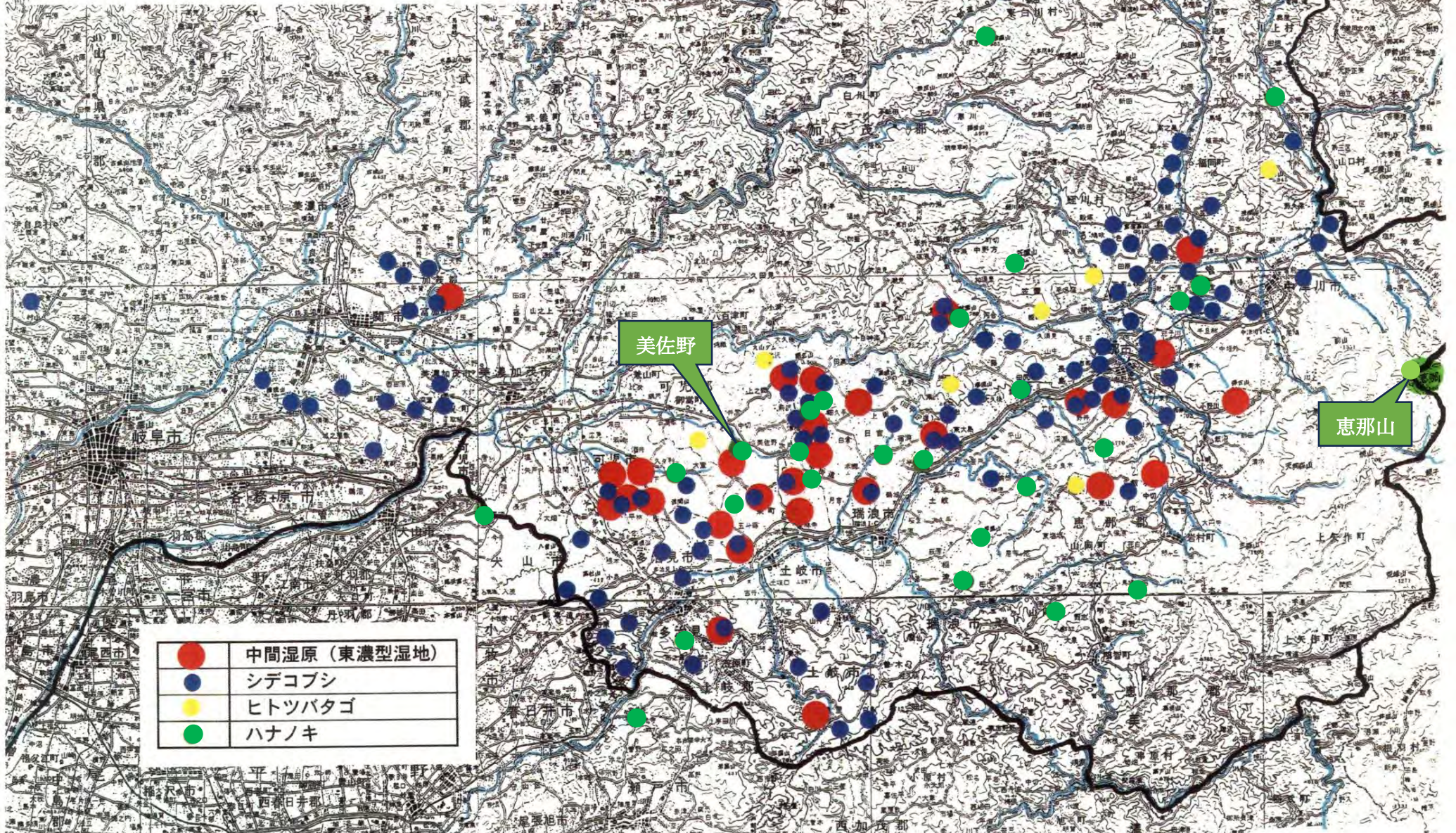
三つ目は岐阜県郡上郡明宝村気良（後藤常明 TG-6255, 2000.9.7, 'GPM-B' GPM-B36873）の標本である。後藤（2002）によると郡上市明宝のハナノキは「気良植栽」とあるので、この標本は植栽個体から採集されたものであると考えられる。

標本を調査した結果、愛知県にはこの他に瀬戸市と豊田市小原、豊田市旭八幡、豊田市下山、豊根村、新城市作手にハナノキの自生地が存在していた。愛知県環境調査センター（2020）によると、豊田市旭八幡を除くこれらの自生地には、いずれも単木もしくは数個体が残存しているのみである。なお、愛知県環境調査センター（2020）では豊田市旭八幡の自生地について触れられていないが、著者らの現地調査によると、湿地内に林冠に達するサイズの成木が複数個体生育していた。豊田市旭八幡の個体はSaeki & Murakami（2009）で近隣の岐阜県側の集団と同じハプロタイプを示し、地理的関連が認められることから、本稿では自生地と判断した。ただし、岐阜県側の集団と同じハプロタイプを示すということは、過去に岐阜の集団から持ち込まれた可能性も捨てきれない。一方、愛知県環境調査センター（2020）で言及されている下山（旧東加茂郡下山村、現豊田市蘭町）については、当該個体が民家のすぐ近くに生育していることから植栽の可能性も考えられるが（芹沢俊介 2021 私信）、分布図（図1）には含めた。また、湧水湿地研究会（2019）の図10を見ると、これら以外に名古屋市守山区、豊田市八草、豊田市藤岡にもハナノキの生育する湿地があるとされている。そこで、これらの詳細に関して、同書の各湿地の調査者に聞き取りを行った。名古屋市守山区に関しては、調査者の富田啓介氏が現地管理者から聞き取った内容によると自生ではなく近隣の植栽個体からの種子による移入とのことであった（富田啓介 2021 私信）。豊田市八草と藤岡に関しては、幼木が多く最近の移入であること、ただし、散布源となっている種子親の由来は不明（植栽個体かもしれない）とのことであった（鈴木勝己 2021 私信）。種子親の由来が植栽や不明のため、これら3箇所については自生地には含めなかった。以上より、本2報告地が自生地の西限であると考えられる。

東濃地方の湿地と重要植物の分布

Scale: 1:200,000

湿地の位置は、聞き取りおよび各種文献によった。シデコブシ、ヒトツバタゴ、ハナノキの分布地は、文献：日本シデコブシを守る会編（1996）「シデコブシの自生地」のデータを引用編集した。



御嵩町全体のハナノキ総数： 249本

集団としてのハナノキ分布

- ・美佐野：84本
- ・次月南：49本
- ・大久後：28本
- ・次月北：26本
- ・前沢：47本

地図外に

「みたけの森」：1個体

「綱木川支流」：1個体

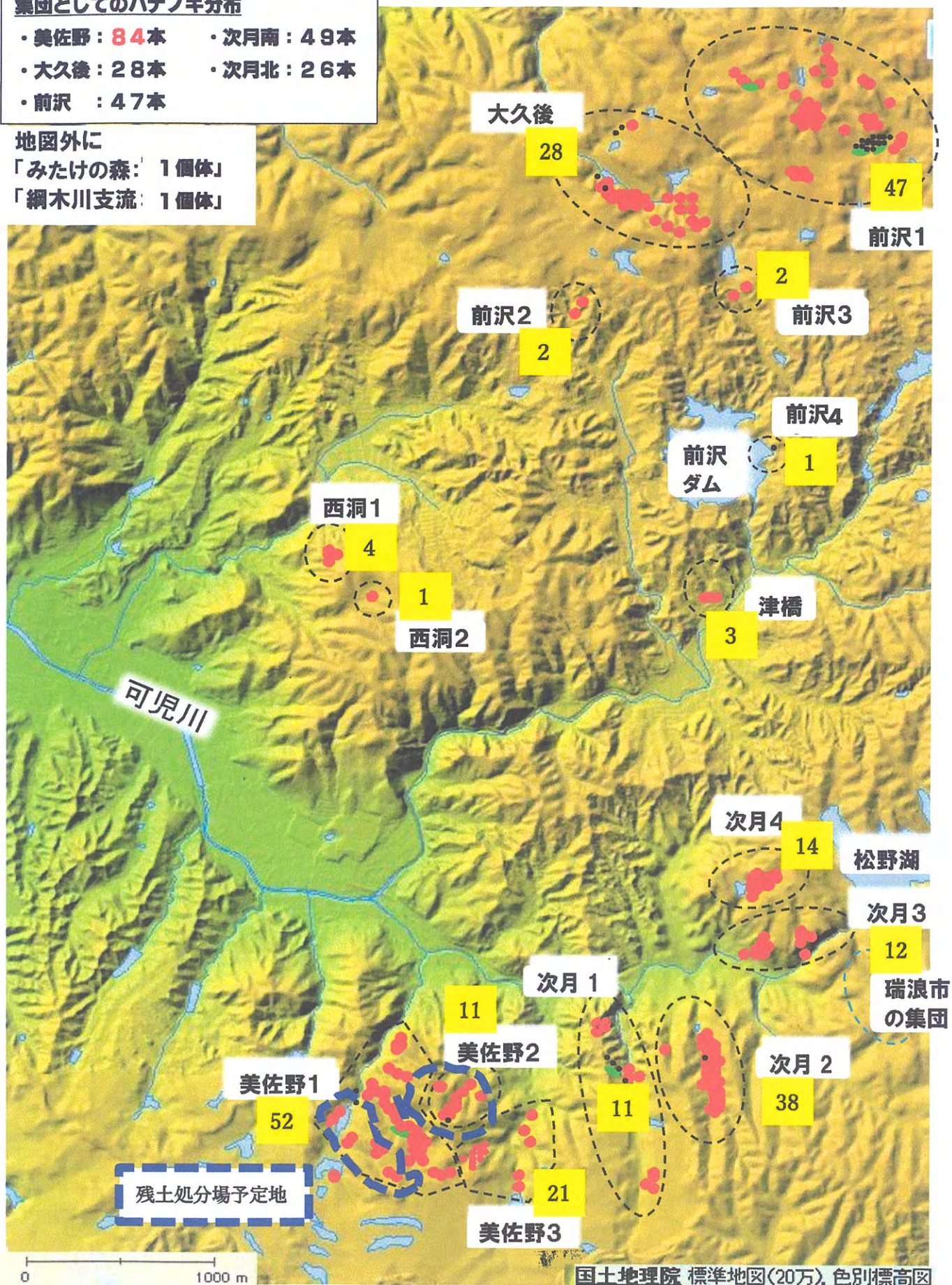
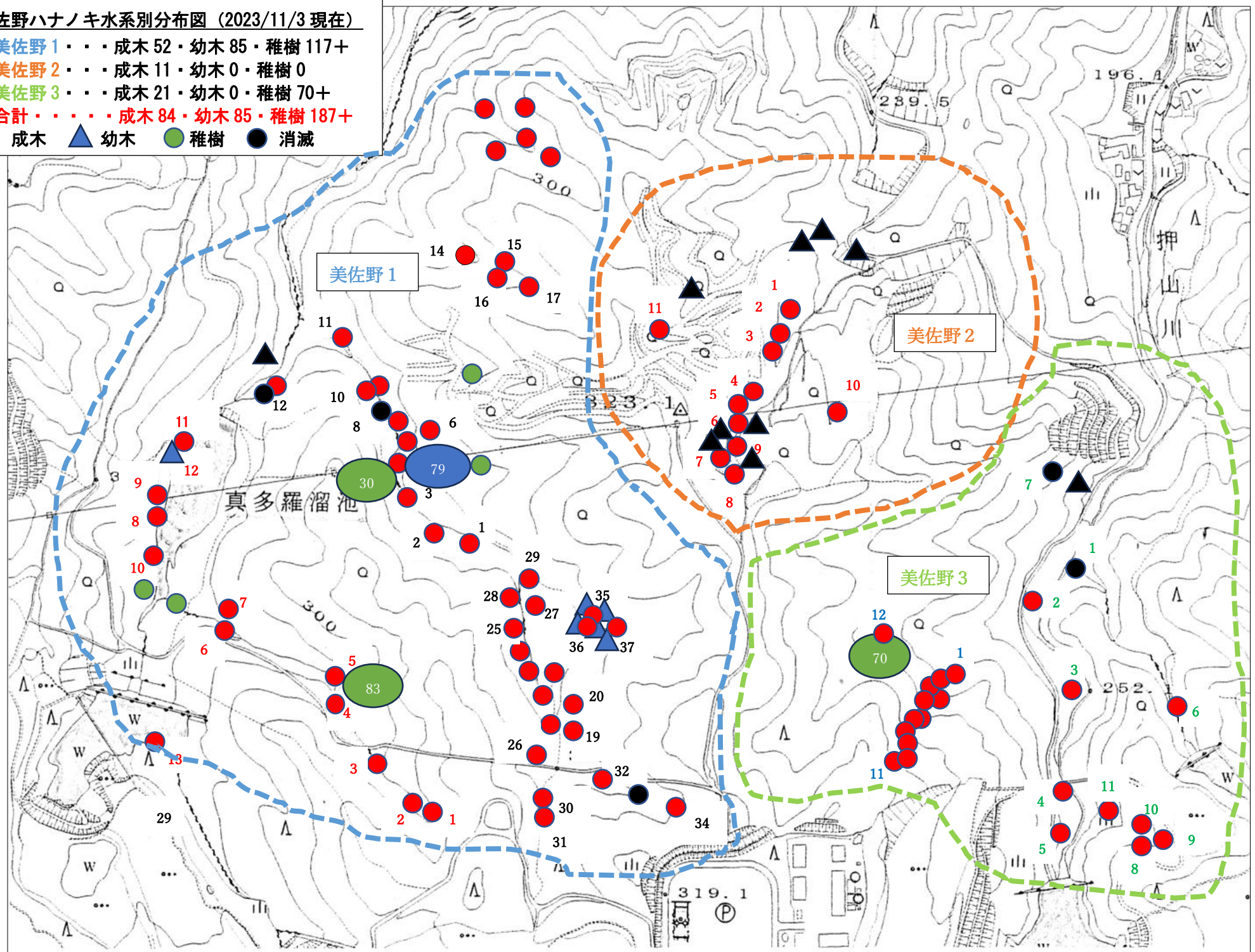


図. 御嵩町におけるハナノキ個体の分布

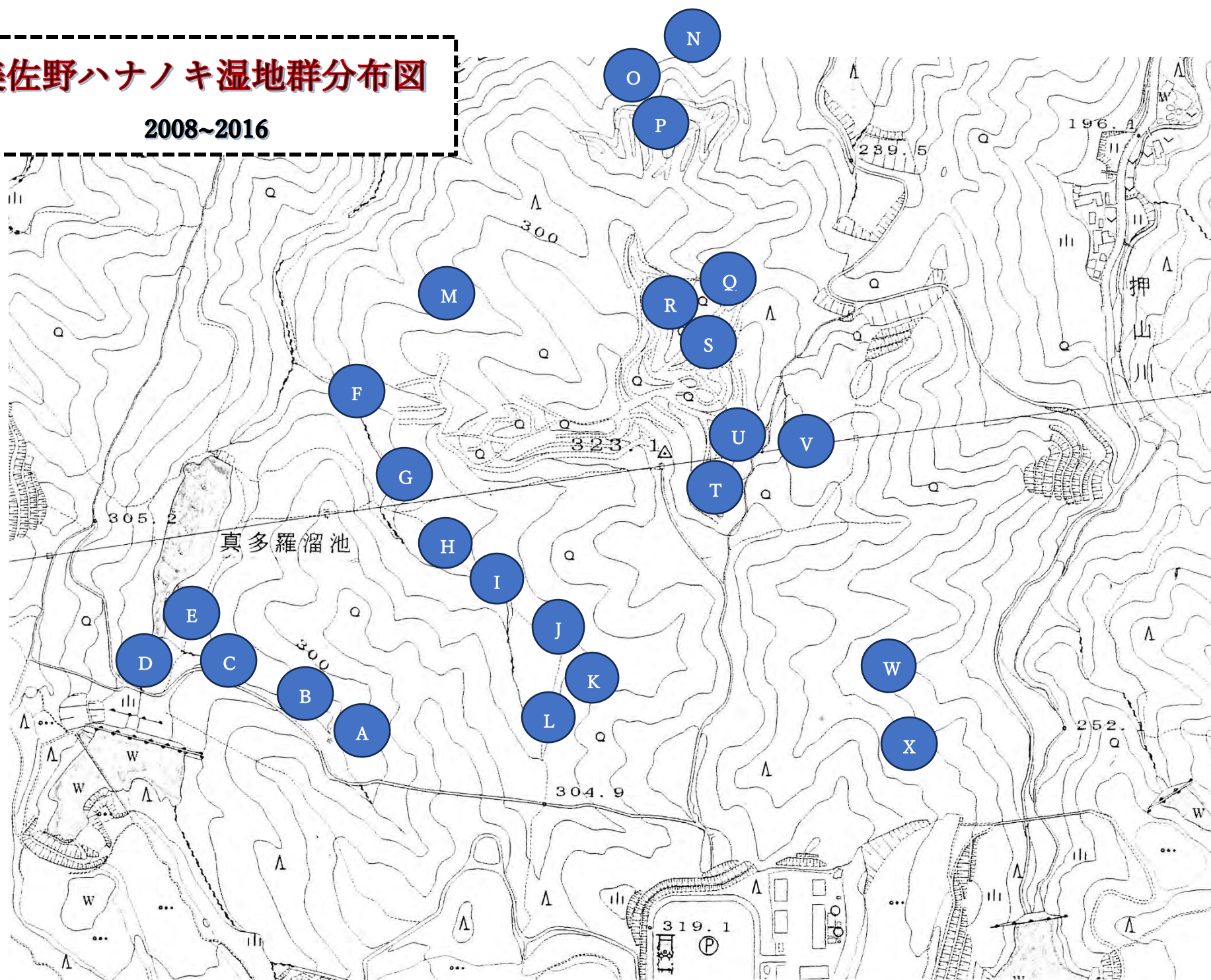
美佐野ハナノキ水系別分布図 (2023/11/3 現在)

- ・美佐野1・・・成木 52・幼木 85・稚樹 117+
 - ・美佐野2・・・成木 11・幼木 0・稚樹 0
 - ・美佐野3・・・成木 21・幼木 0・稚樹 70+
 - 合計・・・成木 84・幼木 85・稚樹 187+
- 成木 ▲ 幼木 ● 稚樹 ● 消滅



美佐野ハナノキ湿地群分布図

2008~2016



美佐野ハナノキ湿地群一覧

No.	湿地名	面積			植物相	動物相	調査日
1	真多羅溜池上流湿地	1. 50m×7m	350㎡	A	オオミズゴケ,ヌマガヤ,イヌノハナヒゲ類,ハナノキ,シデコブシ,クロミノニシゴリ,サワ	ヒメタイコウチ・アカハライモリ・ギフチョウ(卵塊有)・ニホンリス・アズマヒキガエル(卵塊有)タゴガエル・ヤマセミ・カワセミ・カイツブリ・オシドリ	20140419 町有地
		2. 29m×5m	145㎡	B	シロギク,ミズギボウシ,ノギラン,ホタルイ,ミヤマウメモドキ,アブラガヤ,ムヨウラン類,		
		3. 18m×8m	144㎡	C	イヌゴマ,イグサ,ミカワバイケイソウ,ヒメシロネ,ミヤマシラスゲ,ミズヒキ,ヒメカンア		
		4. 20m×10m	200㎡	D	オイ,ショウジョウバカマ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ウメモドキ,ノリウツギ,イヌツ		
		5. 30m×12m	420㎡	E	ゲ,ツリガネツツジ,マルバノキ群生,ナツツバキ(大木有)タムシバ		
2	木屋洞川湿地群	1. 7m×7m	49㎡	F	オオミズゴケ,ヌマガヤ,イヌノハナヒゲ類,ミズギボウシ,ミカワバイケイソウ,ニガナ,サ	ヒメタイコウチ,アカハライモリ,ギフチョウ,カブトムシ,マムシ,アズマヒキガエル(卵塊有),タゴガエル(卵塊有),ミゾゴイ,ミゾゴイ巢、ツミ、フクロウ、	20140608 町有地
		2. 38m×16m	608㎡	G	ワシロギク,アリノトウグサ,カザグルマ,ノリウツギ,シデコブシ,クロミノニシゴリ,ハナ		
		3. 28m×19m	532㎡	H	ノキ,ミヤマウメモドキ,ウメモドキ,ナツツバキ群生,タムシバ,ヒメアギスミレ,ツリガネ		
		4. 10m×7m	70㎡	I	ツツジ,マルバノキ,ユズリハ,バイカツツジ,ミヤマシラスゲ,アブラガヤ,サトヤマハリス		
		5. 15m×15m	225㎡	J	ゲ,ヒメカンアオイ,ショウジョウバカマ,ヒナノシャクジョウ,ホンゴウソウ,他		
		6. 12m×12m	144㎡	K			
		7. 10m×10m	100㎡	L			
3	木屋洞川支流湿地	1. 20m×5m	100㎡	M	オオミズゴケ,サトヤマハリスゲ,ハナノキ4,ノリウツギ,イヌツゲ,ヒサカキ,ユズリハ,ホ	ハチクマ	20140503 民有地
4	木屋洞川下流湿地群	1. 20m×6m	120㎡	N	アケボノソウ,トモエソウ,クサアジサイ,ツルニガクサ,ヤマニガナ,ノリウツギ他	サシバ,ミゾゴイ,コサメビタキ,サンコウチョウ,サンショウクイ,ハチクマ,オオタカ,アカハライモリ	20080723 民有地
		2. 12m×10m	120㎡	O	シデコブシ,ミヤマシキミ,ユズリハ,ミヤマシラスゲ,ヌマガヤ,イワガラミ,他		
		3. 11m×8m	88㎡	P	イグサ,チヂミザサ,ミヤマシラスゲ,イヌツゲ,ビロードイチゴ,ウラジロ,他		
5	元ゴルフ場予定地跡湿地	1. 21m×18.5m	388.5㎡	Q	オオミズゴケ,イヌノヒゲ,イヌノハナヒゲ類,ミカツキグサ,ミズギボウシ,ノギラン,サワ	モノサントンボ	20130329 20160415 民有地
		2. 28m×7m	196㎡	R	シロギク,カザグルマ,シデコブシ,ハナノキ,サトヤマハリスゲ,コケオトギリ,ヒヨドリバ		
		3. 20m×5m	100㎡	S	ナ,ニガナ,ムラサキサギゴケ,ニョイスミレ,他		
6	ハナノキ谷湿地群	1. 72.5m×8m	580㎡	T	オオミズゴケ,チゴザサ,ミズギボウシ,ノギラン,サワシロギク,シデコブシ多,ハナノキ10,	ヨタカ	20130329 20160720 民有地
		2. 83m×7m	581㎡	U	ミヤマウメモドキ,サトヤマハリスゲ,ヒヨドリバナ,他		
		3. 24m×7m	168㎡	V			
7	美佐野シデコブシ湿地	1. 61m×45m	2745㎡	W	ハナノキ♀1,幼苗70±,シデコブシ130±,ミズゴケ類,ヌマガヤ,ミズギボウシ,ノリウツギ,クロミノニシゴリ,ヤマドリゼンマイ,ミヤマウメモドキ,アイバソウ,ウメモドキ,タムシバ,ザイフリボク,バイカツツジ,マンサク,カスミザクラ,ツリガネツツジ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ショウジョウバカマ,ツルリンドウ,他	ヒメタイコウチ・ヒガシニホントカゲ・トノサマガエル・シマアメンボ・サナエトンボのヤゴ,サシバ	20120821 20230807 民有地
8	押山谷ハナノキ湿地	1. 80m×12m	960㎡	X	ハナノキ11,ヒナノシャクジョウ,キジノオシダ,オオミズゴケ,ノリウツギ,ツリガネツツジ,バイカツツジ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ショウジョウバカマ,ツルリンドウ,他	オオルリ	20120821 民有地

赤字・・・レッドデータブック記載種（調査年月日当時の記録であり、2024現在は不明）

※No.1真多羅溜池上流湿地は連続しており、主要部のみを計測した。

※No.3 木屋洞川湿地群は連続しており、主要部のみを計測した。

※他にハナノキ・シデコブシ等の生育する湿地はあるが、植物相の少ない湿地及び7m×7m以下の湿地は除外した。

埋立て予定地Aの自然（ハナノキ谷） 2016

ハナノキ（カエデの仲間） 絶滅危惧Ⅱ類

世界中で東海地方にのみ残る固有種。春の開花期と秋の紅葉が美しいので花の木と呼ばれる。雌雄異株。

上之郷の限られた湿地に成木 248 本が分布。美佐野は成木 84 本を有する町内最大の自生地。候補地Aの中に 11 本が生育し、ハナノキ谷には 10 本（♀6♂3 不明 1）が並ぶ。



No.1 の♀木

最下流部の♀は 7 本立ち。北側道路からもよく見える。枝と幹が合体し連理の枝となっている →



No.10 の紅葉の♂木
樹高 23m の高木。遠くからもよく見える。



紅葉



ミズギボウシ

東海地方の湿地を代表する準固有種。



No.6 の♀木は 5 本立ち

周りにはヒメアギスミレ、サトヤマハリスゲ、ショウジョウバカマ、ミズギボウシ、チヂミザサなどが見える。



ヒメタイコウチ

準絶滅危惧

水生昆虫だが泳げず、羽根があっても飛べない。浅い湿地の中で歩き回って暮らしている。国内では東海地方と兵庫、香川に分布。舩五山湿地では「ヒメタイコウチの棲む森づくり」と銘打つ湿地保全が行われている。



ハナノキ谷の一段上の通路

造成された形跡があるが、土岐砂礫層の地質に湧水がわき、湿地状となっている。



ハナノキ谷の林床の様子

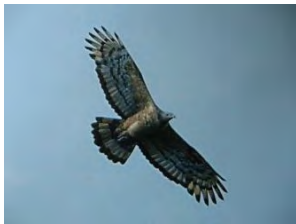
ミズゴケとサトヤマハリスゲが繁茂。手前の木はシデコブシ。古いテープが付いている。



シデコブシ

町内では上之郷地区とみたけの森に少数。開発で多くが失われ、現在は被陰により減少し続けている。美佐野は 100 株以上の町内最大の群生地があり候補地Aにも多い。

埋立て予定地Aの自然（元ゴルフ場予定地跡）2016

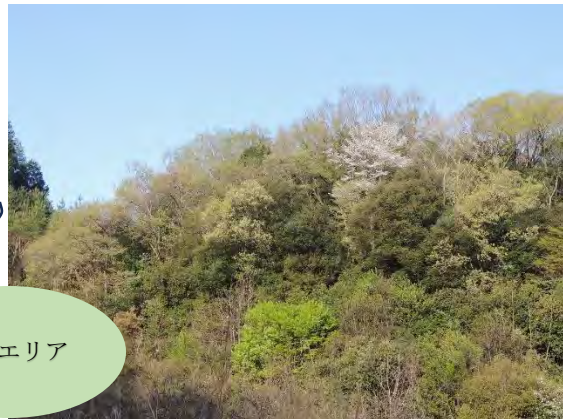
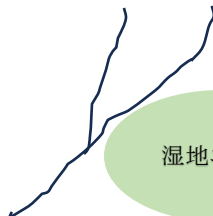


予定地Aの西尾根は、コナラ、アベマキ、アラカシやヤマザクラの咲く二次林。小さなため池が有り、沢と池との間に土岐砂礫層の砂礫湿地が見られる。ゴルフ場の造成された形跡は残るが、湧水が湧き、湿地が蘇っていた。

5月、東南アジアからハチクマが帰ってくる。



イヌノハナヒゲ、コアザガヤツリ、イヌノヒゲ、サワシロギク、ミカヅキグサ、コケオトギリ等、湿地性植生が見られる谷壁型湿地。↑→



ミカヅキグサ
上之郷とみたけの森の湿地に生育。美佐野では候補地Aにのみ少数。



コゴメウツギは御嵩ではなぜか美佐野の予定地Aにしかない



上流の湿地の様子



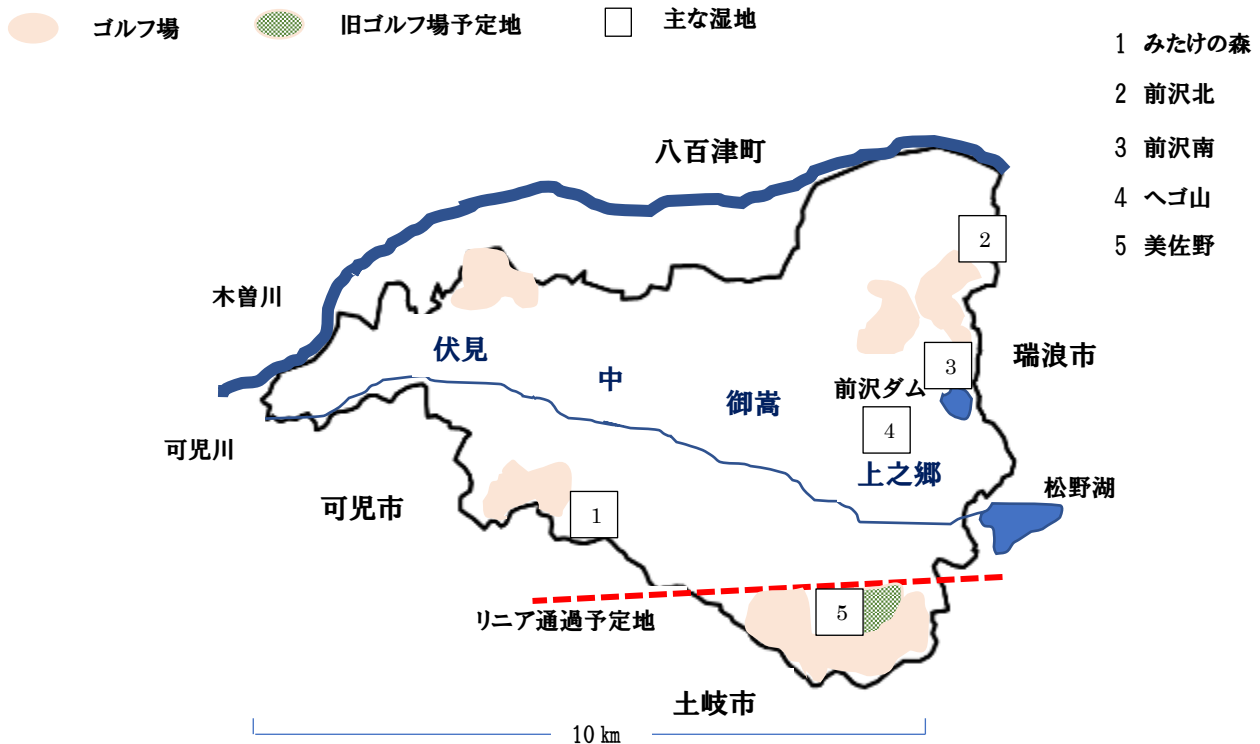
この上流部にはハナノキ、シデコブシが生育する

カザグルマ 絶滅危惧Ⅱ類
(御嵩町指定希少種)



5月、大輪の花をいくつも咲かせていた。

御嵩町の湿地分布



① みたけの森（高原湿原）



前沢の南・北ともに花崗岩の真砂土の湿地。北の前沢大湿地は東濃屈指の規模と生物多様性を誇り、イヌノハナヒゲとイヌノヒゲが優占。御嵩町側は規模が小さくヌマガヤが優占する湿地。

みたけの森は美佐野より西で土岐砂礫層の谷壁型湿地がある唯一の地。森全体に湿地性植物が見られるが、湿地とは認識されていない。

② 前沢北（瑞浪市前沢湿地）



③ 前沢南（真砂土湿地）



② 前沢北（前沢奥湿地）



④ 舳五山湿地



森林化が進み企業による湿地保全が行われた砂礫湿地。成果が上がっていたが持続が困難

⑤ 美佐野ハナノキ谷湿地



ハナノキ湿地・シデコブシ湿地と様々なタイプの違う湿地がある。元ゴルフ場跡湿地はイヌノハナヒゲが優占する谷壁型。

⑤ 美佐野ゴルフ場跡湿地





小さな湿地の大きな役割 地域の宝物としての湧水湿地

富田啓介 (名古屋大学環境学研究科)

2013(平成25)年4月14日
公開講座「可児市の宝！大森湿地群の自然史」

湧水湿地の原風景



私の視点



・研究(自然地理学)

- 湿地の中の植物群落がどのように分布している？
- その分布を形成している環境要因は何か？
- 環境要因の変化に伴いその分布はどう変化する？
- 植物群落の生育の場がどのように形成されたのか

・保全/活用

- どのような管理がふさわしいのか？
- 湧水湿地の魅力や重要性を伝えるには？(まず、どんな方がどんな目的で湧水湿地を訪ねたか調査)

今日知ってほしい3つのこと

湧水湿地は…

1. 西日本の代表的湿地

尾瀬ヶ原や釧路湿原と根本的に違う

2. まとまって存在することが大切

みんな違ってみんないい

3. 里山の湿地

人とのかかわりの中で維持されてきた

今日知ってほしい3つのこと

湧水湿地は…

1. 西日本の代表的湿地

尾瀬ヶ原や釧路湿原と根本的に違う

2. まとまって存在することが大切

みんな違ってみんないい

3. 里山の湿地

人とのかかわりの中で維持されてきた

一般的な湿地のイメージ(泥炭地)



北海道 釧路湿原(2004.9)

- ・ 広い一面の草原
- ・ 平坦地に広がる
- ・ 点在する池塘

泥炭が厚く堆積



資料 ②

今日お話しする湧水湿地

- ・ 狭い！
- ・ 剥き出しの地表！
- ・ 斜面にもある！

泥炭がほとんど
ない！！



岐阜県可児市の湿地(2013.2)

湧水湿地とは？

- ・ 貧栄養の湧水によって形成された小さな湿地
- ・ 丘陵斜面や谷底に形成される
- ・ 泥炭の堆積がほとんどみられない(鉱質土壌)



第5回自然環境保全基礎調査(環境庁,1995)に基づく「湧水湿地」の分布

泥炭地と湧水湿地の比較

	泥炭地	湧水湿地(鉱質土壌湿地)
泥炭	分厚く堆積	ないか、ごくわずか
歴史	長い(数千年~1万年)	短い(数十年~数百年)
場所	寒冷地、高標高地	温暖地、低地~丘陵

- ・ 生態系が異なり、当然保全方法も異なる

西日本のほかの地域の湧水湿地



まとめ (1)

- ・ 湧水湿地は泥炭の堆積がほとんどみられない小さな湿地である。
- ・ 泥炭地と生態的な特色が大きく異なり、保全方法も別個に考えなくてはならない。
- ・ 西日本を中心に広く分布しており、稀な例というわけではない。
 - ほかの地方と情報交換を進めながら保全を進めたい

今日知ってほしい3つのこと

湧水湿地は…

1. 西日本の代表的湿地
尾瀬ヶ原や銅路湿原と根本的に違う
2. まとまって存在することが大切
みんな違ってみんないい
3. 里山の湿地
人とのかかわりの中で維持されてきた

別資料③

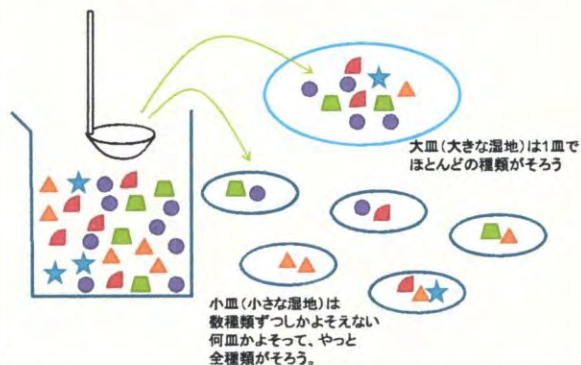
湧水湿地に成立する植生

- ・ホシクサ類・イヌノハナヒゲ類が主体の草本植生
- 鈣質土壌湿原
- ・シデコブシやハナノキなどが出現する木本植生
- 湿地林

これらの中に、
・地域固有種(東海丘陵要素)
・希少種(RL掲載種)
が含まれている



ひとつの湿地で全部揃うことはない



湿地の植物は移動しながら命脈を保つ



湿地の地形で植生が異なる



まとめ(2)

- ・重要そうな湿地を1つ保全するのではなく、まとまりのある地域に複数の違ったタイプの湿地を保存するのが理想的。
- 『みんな違ってみんないい』(金子みすゞ)
- ・湧水湿地が潜在的に形成される環境を含めて保全するのがふさわしい。
- 適わない場合、人為的に植生遷移を食い止める手立てが必要

今日知ってほしい3つのこと

湧水湿地は…

1. 西日本の代表的湿地
尾瀬ヶ原や磐梯湖と密接的に連なっている
2. まとまって存在することが大切
みんな違ってみんないい
3. 里山の湿地
人とかかわりの中で維持されてきた

重要湿地・希少種の保全に関する意見

委員名 瀬瀬久美

本旨・結論

1 重要湿地保全は国際的な合意

- ・生物多様性条約(196 の国と地域)や G7 など国際社会の枠組みで合意された背景からすれば、日本が世界各国から信頼を得るためには重要湿地の保全は必然である。

2 リニア環境影響評価方法書に対する県の意見と JR 東海の見解

県 ・貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地を回避するよう慎重に検討すること。

- ・新たな事情が生じた時は、適切に対応すること。根拠として引用する資料は最新のものを使用すること。

JR 東海 ・環境省が「日本の重要湿地 500」に選定している「沖の洞・上ノ洞」「前沢湿地」を回避するとともに、大湫付近はトンネル構造とし、大湫の主要部を回避するなど、環境保全の面についても配慮しました。

3 重要湿地の保全等に関する意見書、要望書

- ・日本生態学会、日本弁護士連合会、日本野鳥の会、ラムサール・ネットワーク日本及び WWF ジャパンから提出されており、重要湿地保全の視点から特に尊重すべきものである。

4 JR 東海のリスク

- ・リニア本線でなく付帯施設の建設発生土処分地は、必ずこの場所でなければ工事が施工できないというものではない。したがって、JR 東海はこの地域の重要湿地を消滅させることについて、日本を代表する企業として大義や合理的な理由を明確にしなければならない。
- ・生物多様性条約(196 の国と地域)や G7 など国際社会の枠組みで合意された背景を考えれば、JR 東海が進める高速鉄道(超電導リニアシステム)の海外事業展開に影を落とすのではないかと危惧する。
また、日本を代表する企業が G7 や COP15 の約束や合意に反する行為を進めることについては、日本の信用を失墜させるだけでなく、海外で事業展開する日本企業の世界戦略に少なからず影響を与えることにならないか。
- ・重要湿地として選定された美佐野ハナノキ湿地群を法的根拠がないといって進める

ことは、国の生物多様性施策を歪めると同時に骨抜きにになってしまう恐れがある。

結論

1 候補地 A について

- ・重要湿地選定の趣旨からすればすべて保全すべきものである。しかし、候補地は一部の町有地を除いて社有地となっていることからすれば、JR 東海のリスク回避(上記 4)と環境保全の取り組みに期待する。ただし、リニア本線南側の谷部にハナノキが群生していることから、このハナノキは保全すべきである。

2 候補地 B

- ・このエリアには希少な動植物が生育していると同時に、ため池跡地が含まれていることから将来的に優良な湿地として期待できることから保全すべきである。
- ・この土地の地権者は御嵩町であることから、保全すべきである。

3 JR 東海のリスク(上記 4)については、全国の関係者や国内外で事業活動を展開する企業に関連することから、大義や合理的な理由について丁寧な説明を JR 東海に求めている。

4 重要湿地の保全方法や活用等については、専門家の説明を受けて審議すべきである。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1. 重要湿地保全は国際的な合意 第 3 回審議会資料重要湿地 P1～2
2. その他については第 3 回審議会時に配布した資料をご覧ください。

意見を裏付ける資料

※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

資料①	全	枚
資料②	全	枚
資料③	全	枚

提出日 令和6年1月19日

(第5回審議会)重要湿地に関する意見書

委員名 鈴木秀和

・本旨・結論

【前提条件】

1. 古田岐阜県知事意見(H24. 2 JR東海の方法書に対する意見)
 - ・重要な湿地については、回避するよう慎重に検討のこと。
2. 西村環境大臣コメント(R5.2 記者会見にて)
 - ・自然環境を守ることは重要、重要湿地に選定することで法的規制が生じるものではない、事業者、住民、自治体で協議をして進めて欲しい。
3. JR 東海の重要湿地に対する認識
 - ・令和 5 年 6 月「中央新幹線環境影響評価書【岐阜県】に基づく事後調査報告書(令和 4 年度)」の 3—11 ページ
 - ・御嵩町フォーラムを進める中で、当社は、発生土置き場計画が、環境省の選定する「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(以下、「重要湿地」という)に含まれることを認識した。

【意見要旨】

1. 添付地図を参照されたい。
(置き場計画と湿地分布、ハナノキ分布を示す概略図①、②)
2. 候補地Bを含む木屋洞川への谷筋一帯は湿地も多く、大きく、ハナノキも集中しており、素人目にも特に重要な湿地エリアと認められます。
候補地 B を含む町有地(20ha 位)全体を、重要な湿地として保護保全すべき場所であると言えることから、候補地 B の発生土置き場計画には反対します。
3. 候補地Aについて、少数ながら湿地も点在し、ハナノキ 10 数本は改変により伐採されます。伐採範囲はできるだけ縮小するよう計画を見直し、幼木・稚樹等の対応については専門家と協議願いたい。
4. 候補地Aについて、JR 東海が町有地を除く民有地についてはほぼ全てを取得済であること、また盛土の安全性について一定程度認められるので(第 4 回審議会)、発生土置き場計画もやむを得ないと考えますが、JR 東海は、候補地 A が重要湿地に含まれると認識している以上、岐阜県知事コメント、および各種環境団体からの計画の見直し、回避などの求めに応じ、自ら発生土置き場としない判断を下すことを、私は期待しています。

・意見の根拠、理由など

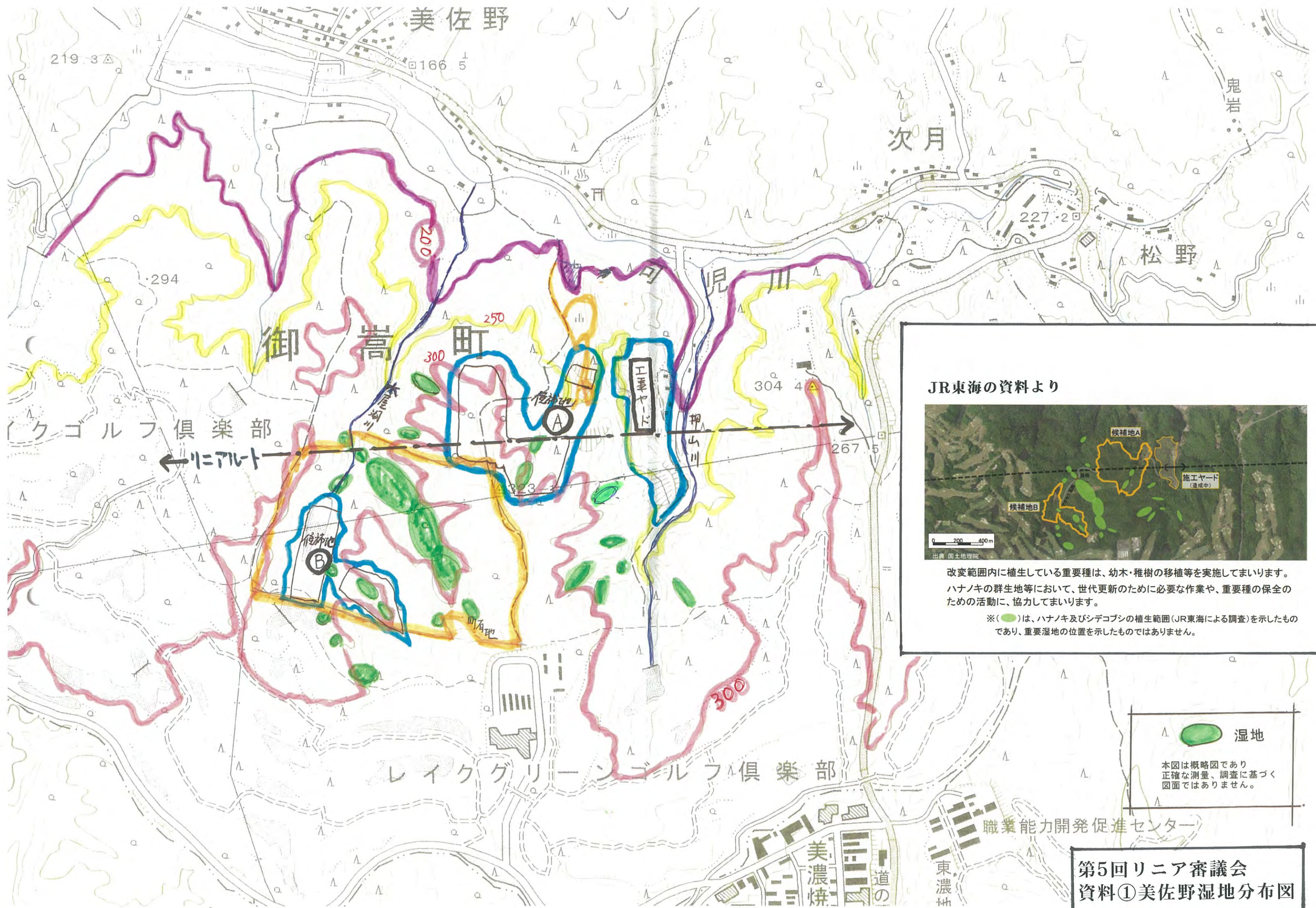
1. **重要湿地は保護保全すべき場所である**ことは、誰もが認めるところで異論はないと思います。
2. 重要湿地の範囲は、明確な線引きがないとはいえ、集水区域を勘案した押山川と木屋洞川で囲まれたエリアであることは、御嵩町、JR 東海とも認めているところです。
3. JR東海は、候補地Aと候補地Bの間の谷筋が重要な湿地エリアであり、置き場計画から外したと説明しています。しかし当初は候補地Aのみを置き場として検討していたが、候補地A内に反対者が出て面積が狭くなり、それなら町有地の候補地Bをお願いしたい、となった経緯であり、元々候補地Bがあったわけではない。
4. それほど広くはない範囲で発生土置き場を候補地A、Bと 2 か所に分散させることは、環境への影響を広げ、環境負荷を大きくすることに繋がり賛成できない。
5. 候補地AからBへのアクセス道路および重機、トラックの通行は、JR 東海の言う候補地A、B間の重要な湿地から木屋洞川への水の流れを遮断し、重要な湿地に対し間違いなく悪影響を与える。
6. 発生土は廃棄物ではない、有効活用が原則である。
本計画は活用案が示されておらず、単に平場を作るだけの話、活用案が明確でなければ発生土捨て場にすぎない。
7. 瑞浪から春日井間工区での発生土置き場を見ていただきたい(資料③)。
民間の砂利、陶土などを採掘した跡地処分場への埋戻し活用が主である。
また自治体の土地を発生土置き場に提供した事例はない。
8. 候補地Bの健全土置き場の代替案については、重要湿地の審議以降に意見を述べます。

・意見を裏付ける資料

資料①、② 発生土置き場計画と湿地・ハナノキ分布図

資料③ 瑞浪、可児、多治見、春日井の発生土置き場(健全土)の事例

以 上

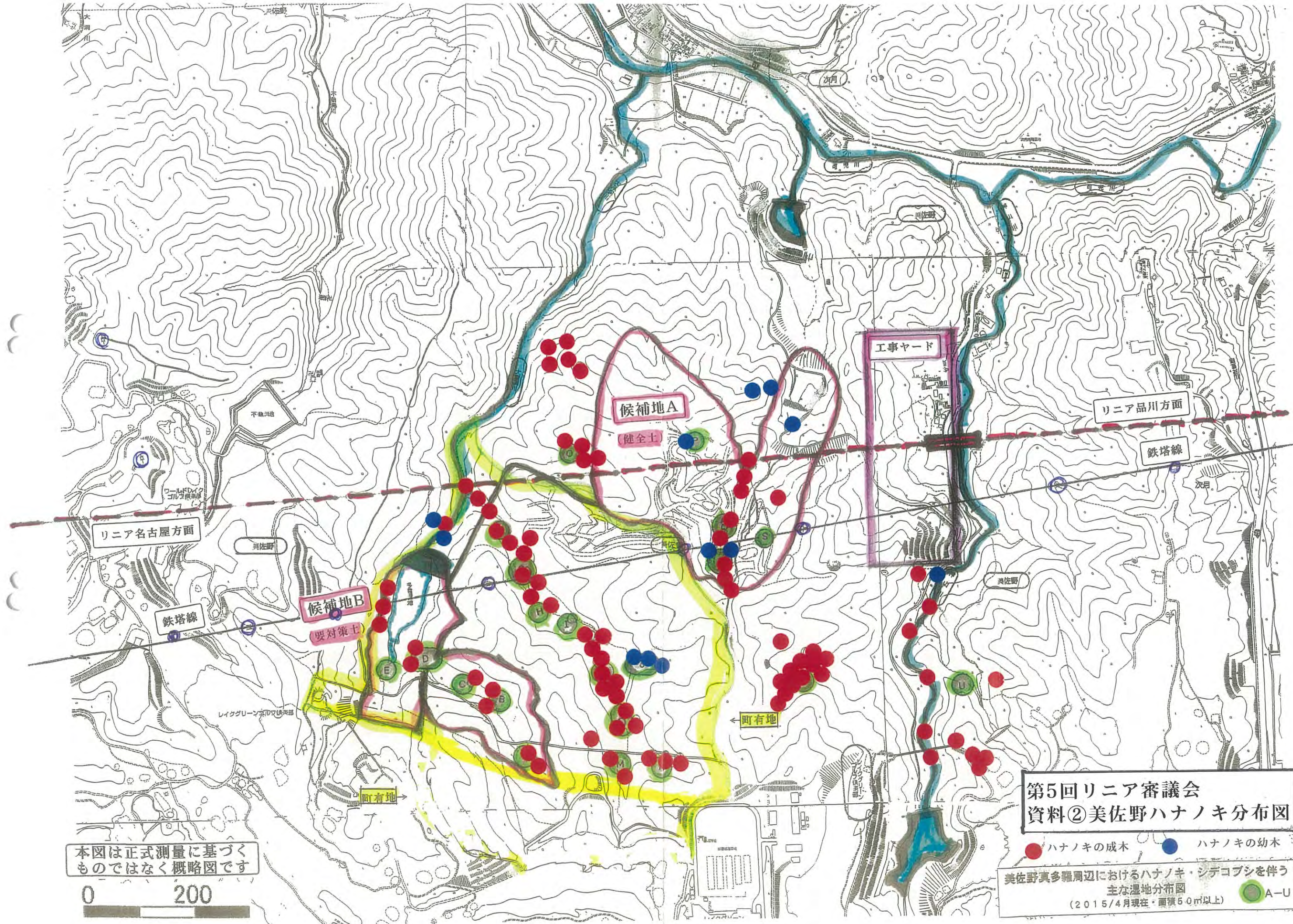


JR東海の資料より



改変範囲内に植生している重要種は、幼木・稚樹の移植等を実施してまいります。
ハナノキの群生地等において、世代更新のために必要な作業や、重要種の保全のための活動に、協力してまいります。

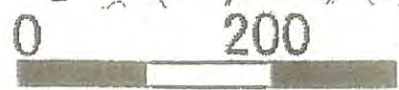
※(●)は、ハナノキ及びシデコブシの植生範囲(JR東海による調査)を示したものであり、重要湿地の位置を示したものではありません。



第5回リニア審議会
資料②美佐野ハナノキ分布図

● ハナノキの成木 ● ハナノキの幼木
美佐野真多羅周辺におけるハナノキ・シデコブシを伴う
主な湿地分布図
(2015/4月現在・面積50㎡以上) ● A-U

本図は正式測量に基づく
ものではなく概略図です



■資料③（近隣市での健全土処分場）

20240119 鈴木秀和

・ 全て民間処分場、主に砂利・陶土の採掘跡、自治体の土地の事例はありません。

●瑞浪（南垣外）

・ 工事ヤードからベルトコンベアで運搬、民間の残土処分施設に搬出しています。



ベルトコンベア

工事ヤード



8.5ha

121万m³

埋立て等に関する標識		
事業の許可番号等	平成28年5月10日 第245号の4	
事業の目的	残土処分の為	
事業場の所在地	瑞浪市日吉町字下ノ木3223番地1 他125筆	
事業者の氏名、住所、連絡先	氏名：青協建設株式会社 住所：岐阜県関市倉知3204-4 連絡先：0575-22-3111	
事業の許可期間	平成28年5月10日から令和9年9月30日まで	
事業場及び事業区域の面積	事業場の面積 85,729平方メートル	事業場及び事業区域の見取図
埋立て等に供される土砂等の搬入予定量	1,218,513立方メートル	
現場管理者の氏名	林 伸一	

●可児（大森）

・ 工事ヤードからトラックで近くの民間処分場に搬出しています。（砂利を取った跡地）



砂利採取標識	
氏名 株式会社 八洲	周辺見取図
住所 愛知県春日井市玉野町192番地	
電話番号 0568-51-6655	
採取計画の認可年月日及び認可番号 令和 5年10月11日 岐阜県指令可県第 302号の3	
砂利採取場の区域 可児市大森字笹洞 1685番1 外8筆 77,743 m ²	
採取する砂利の数量 718,520 m ³	
採取の期間 令和 5年10月11日から令和 8年10月10日まで	

埋め立て等に関する標識		
氏名 株式会社 八洲	周辺見取図	
住所 愛知県春日井市玉野町192番地		
電話番号 0568-51-6655		
事業の許可年月日及び許可番号 令和 5年10月16日 岐阜県指令可県第 55号の5	特定事業場の所在地 可児市大森字笹洞 1686番1 外8筆	
特定事業区域の面積 事業場の面積 46,305 m ² 47,128 m ²	事業の許可期間 平成29年12月27日から令和 8年10月10日まで	
埋め立て許可土量 801,378 m ³	事業の目的 資材置場造成工事	現場管理者の氏名 加藤 真澄

4.6ha

80万m³

●多治見（大針）

- ・工事ヤードからベルコンで運搬し、民間処分場へ搬出しています。



ベルトコンベア



10.5ha
63万m³

砂利採取標識		会社名：畑佐興業 株式会社 代表者名： 桑田 吉雄 住所：春日井市篠木町 7-16-28
事務所：畑佐興業 株式会社 所在地：春日井市篠木町 7-16-28 電話番号：0568 (81) 8752	砂利採取場所及び周辺状況の見取図	
登録年月日：平成 19 年 12 月 21 日 登録番号：岐阜第 807 号		
採取計画の認可年月日：令和 4 年 12 月 16 日 認可番号：岐阜県指令東濃第 218 号の 2		
採取計画の砂利の種類・数量 砂利 69,028m ³ 、土 2,732m ³ 合計 71,760m ³		
採取の期間：令和 4 年 12 月 19 日 ～令和 7 年 12 月 18 日まで		
採取の面積・深さ(高さ)：A=99,917m ² 深さh=15m 高さh=8.6m		
採取の機械：バックホウ掘削機 2 台 ダンプトラック (10t) 運搬 10 台		
業務主任者氏名：桑原 武夫		

埋立て等に関する標識		
事業の許可番号等	平成 26 年 9 月 4 日 岐阜県指令東濃第 240 号の 2	
事業の目的	資材置場の拡張	
事業の所在地	多治見市大針町字屋作 289 番 1 他 15 筆	
事業者の氏名、住所、連絡先	氏名(名称) 畑佐興業株式会社 住所(所在地) 春日井市篠木町 7 丁目 16-28 連絡先 0568-81-8752	
事業の許可期間	平成 26 年 9 月 4 日～平成 38 年 7 月 31 日	
事業区画の面積	事業区画の面積 105,131 m ²	事業場及び事業区画の見取り図
埋立て等に供される土砂等の搬入予定量	632,915 m ³	
現場責任者の氏名	桑原 武夫	

●愛知県春日井市（西尾）

- ・工事ヤードからトラックで搬出、春日井市と多治見市の採石採掘跡などの民間処分場と愛知県瀬戸市の鉱山（愛知県珪砂鉱業協同組合）に搬出されています。



愛知県瀬戸市の採石場は
愛知県でのリーア残土640万m³
が余裕で入る位の穴とのこと。
(瀬戸市上陣屋町)



提出日 令和 6 年 1 月 20 日

審議方法に関する意見

委員名 杉本裕明

本旨・結論

- ① 湿地と希少野生動植物の扱いを巡っては、JR東海が提出した希少種の分布・調査地図を基にした審議となる。その際、委員らが独自に調査した分布図や調査データを提出しないと公平な審議ができない。分布図と調査データを持つ委員が提出し、実のある審議を期待する。
- 審議会は、環境アセスメントの事後調査の手続きの過程に組み込んだ形で設置され、JR東海の保全措置の審査は、県アセス審査会である。審議会で、JR東海の調査地図と環境保全措置を批判するなら、JR東海に対抗する調査データと保全措置案を提示することが審議会での審議の前提となる。「A・Bの区域全体を守れ」という論証なしの大雑把な論では、審査会から見向きもされず、一つの「実利」も得られず終わる。JRと町、地域住民の「協働」なしに、だれが管理するのか(別紙フローチャート参照)。
- ② 生物多様性と地域住民の関わり、つまり湿地・里山に手を入れ、管理することが湿地保全の前提条件。これまでA(民有地)も町有地も手が入らないばかりか、Aは地域住民の容認のもとで開発・中止された区域であり、開発を免れた一部のハナノキ等の区域を除き、健全土を受け入れない理由が存在しない。重要湿地が区域を定めたものでなく、一律に保全を強制するものではない(開発も可)ことは、第 4 回提出の環境省幹部と重要湿地を選定した見直し検討会委員長の発言から明白だ。重要湿地は、採石場の跡地等開発跡地が対象外であることは、見直し検討会の議事録からも明らかである。
- ③ 懸念されているサシバ、ミゾゴイ、ハチクマについて、JR東海が出した地図について、わからないところがあるので、列举した。これを考える上で、トヨタ自動車が、愛知県の新研究開発施設建設での事後アセスで、調査した報告書・議事録が参考になると思われるので、紹介する。同社は、野鳥の生息環境改善のため、間伐等の改善策に取り組んでいる。JR東海も町有地を中心に間伐等に取り組み、光を入れ、生息環境改善に取り組むとしているので実行を期待したい。」(別紙参照)。
- ④ 代替案として「Aを町が買い戻さざるを得ない」との意見が出ているが、見通しがないだけでなく、逆にJR東海の反発を買い、交渉を頓挫させてしまう恐れがないだろうか。
- ⑤ 結論、JR東海の希少種の分布・調査地図をもとに、開発から免れた候補地Bの希少種はできる限り保護し、候補地Aはハナノキ分布の一部区域等の保護にとどめるのが適当と考える。候補地Aと候補地Bを含む町有地の中に存在する湿地は保全の対象とし、JR東海の資金等の協力を得て、町と地域住民とが協働で管理していくべきものである。建設発生土の盛土による生活環境と自然環境への影響を最小限にとどめながら、環境教育、観光、まち起こしなどのための「資源」として活用していくことが重要と考える。JR東海の移植・播種の対策にとどまらず、さらなる改善策を求めたい。知恵を借りるのは、「保全生態学」というより、むしろ具体策を提示・指導できる「森林管理学」や「造園学」等の分野の専門家であろう。

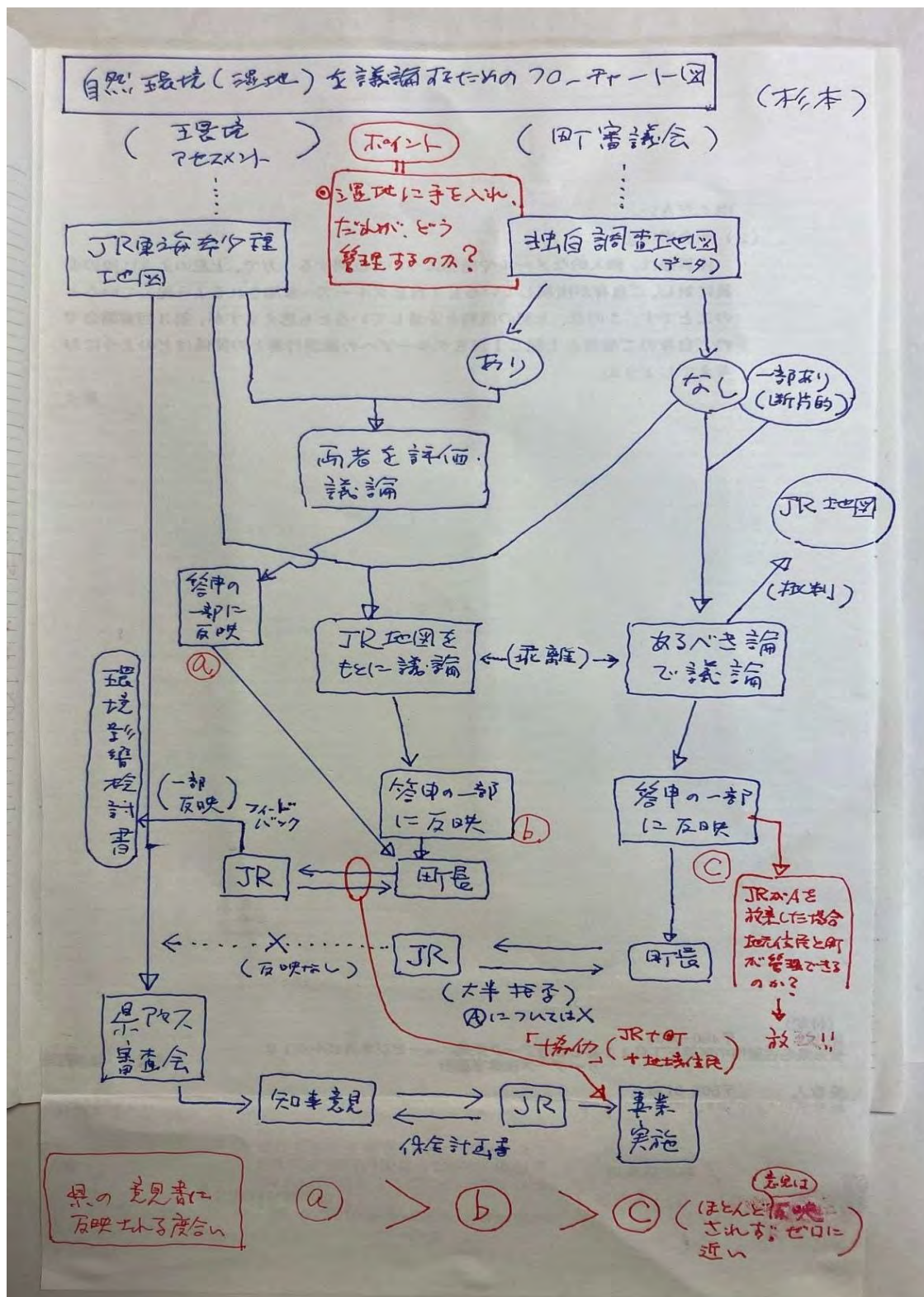
意見の根拠、理由など

①フローチャート図(1 枚)を添付。①～④の根拠・理由の肉付け文書。

意見を裏付ける資料

資料①第 5 回審議会資料(第 4 回審議会に提出済み)②見直し検討会議

① 自然環境(湿地)を議論するためのフローチャート図



② ■重要湿地選定の環境省検討会委員長、インタビュー（2024年1月5日）

元環境省幹部で、見直し検討会の委員長に、重要湿地選定の狙いと意味を尋ねた。

●選定したと言っても「このあたりが」というだけ

——選定の狙いはどこにありますか？

委員長「環境省の重要湿地指定の狙いは重要湿地を公表することで、『開発する時には気をつけて下さい』と開発側に注意を促したものです。（開発を規制する）保護区を設定していません。重要湿地に選定したといっても、『このあたりが』と言うだけ。区域図はつくっていないし、線引きもしていません。だから地図もないでしょう。区域は決まっていませんから、これから徐々に調べて、保護区にしていくというのが、環境省の重要湿地選定の狙いです」

●「保護区とは違う。手をつけていけないと言ってない」

——これから詳しい調査をしていこうということで、詳しいことはわからないわけですね。委員長「だから調べて、湿地の形態があるとなれば保護区にする。あるいは、ないから保護区にしないと。そういう判断がありえます。この線からこの線の間は手をつけてはいけなと分けたわけではありません。手を加えてはいけないなんて言ってないのです」

——申請では、ハナノキの自生地があるのを重視したようです。

委員長「選定には指定要件があります。このあたりにはこういう重要なものがある、生物多様性がある、といったように。しかし、このへん一帯にあるといって指定しても、環境省は、そこに一切手を加えてはいけないと言っているわけではありません」

委員長「はっきり言えば、重要湿地になったところを開発するつもりなら、開発してもよいのです。別に規制がかかっているわけじゃないから。しかし、今回のケースは、環境アセスメントが行われ、その時に環境に配慮すべき場所であるという位置づけになっています。だから支障があれば対策をとり、なければ問題がないとなります」

●「そういう主張に環境省はくみしない」

——重要湿地には、残土搬入を一切認めないという人もいます。

委員長「それは違います。そういう主張には、環境省はくみしませんし、もともとが、重要湿地はそういうものではありません。指定された重要湿地について、これから調査を行い、ここは保護区にしていきましょう。ここは開発してもいいでしょうと、議論していくことが必要だと思います。JR東海も重要湿地であることを最近知ったのだから、ここはこうする、そこはこうと、隠さず説明し、やっていけばよいと思います」

委員長の言葉で重要なのは、指定した重要湿地について、開発を止める法的な規制力はなく、開発が行われるのを妨げるものでないということだ。従って、JR東海の所有地の利用法について規制を加えることはできない。ただ、今回のケースでは、環境アセスメントで、事業者は環境に配慮することを求めており、岐阜県の環境影響審査会や県知事の意

見をもとに環境保全対策を取る形をとっている。

美佐野ハナノキ湿地群が、どこからどこまでの範囲かについては、環境省は定めてはいないし、そういうものではないことは、これも委員長の言葉から明らかである。従って、環境省が指定したことを利用して、建設発生土の持ち込みを認めないという理由付けに出来ないことは明らかである。（以上第4回審議会意見書再掲）

■環境省の「重要湿地見直し委員会」資料

●「重要湿地選定の目的」

「（重要湿地 500 が 2001 年に公表されて 10 余年が経過。500 は、保護区の設定や開発案件における保全上の配慮を促す基礎資料として活用された）しかしながら、近年の湿地環境の急速な変化、人的開発行為や保全管理の不足等による湿地の劣化（中略）などから、選定当時とは状況が大きく変貌しており、現状を踏まえた見直しの必要性が高まっている」

「幾つかの湿地では、（中略）地域住民が当該湿地の貴重な生態系を意識した取り組みも進められており、情報を更新する意義は大きい」

第2回検討会（2014年12月）

委員「重要湿地番号×については回復するきざしがないのか」

委員「再選定困難な湿地と判定した。水質汚濁が顕著で、水路も改修されており、保全・再生の担い手不足も深刻である湿地が含まれる」

開発等による既存の湿地の劣化で、既存の重要湿地から外れる例があるとの懸念は、多くの委員から出されたが、「ゴルフ場開発の頓挫地を重要湿地に」というフレーズは皆無である。

③ ■ J R 東海の野鳥の地図についてわからない点

●サシバ（レッドリストⅡ）について

▼ J R 東海のサシバ（美佐野ペア推定）の地図上には、古巣が二つ記載されているが、現在はそこにはなくなったという理解でよいのか。古巣しか表示がないので、現在営巣する巣が発見できず、観察により営巣中心域と高利用域を描いたものと思われる。重要な営巣中心域が A の北側に少しかぶっているが、J R 東海の当初の計画では、A は古巣に向かって広がっており、これを避けるための配慮もあって計画を縮小したとも考えられる。

▼美佐野東ペアについて。サシバの営巣圏は 300—500 メートルと言われるが、描かれた営巣中心域、高利用域は、ヤードを含むものの、A の隅をかすめる程度になっている。候補地の盛土については大きな問題が無く、ヤードでの工事での配慮が求められることがわかる。

一方、大畑委員が第4回審議会の意見書（1月5日付）の1～7行目では「過去継続的に繁殖している（ミサノ東ペアの高利用域？）エリアと候補地Aは 100 メートルしか離れておらず、このつがいは、繁殖しなくなる可能性が非常に高い」と判断しているが、妥当か。

●ミゾゴイについて（レッドリストⅡ）

▼改変範囲内で確認というのは、鳥を見たということであり、営巣する巣は確認していないということであろう。JRは、ミゾゴイの飛んでいるのを確認しているが、営巣する巣は確認していないと言っているようである。巣が確定され、営巣圏、高利用域が描かれないと評価できないと考える。種は明記していないが、間伐などの対策を取る点では、サシバと同様の措置となるようだ。

一方、大畑委員は、上記の意見書で「『生息環境の一部が消失、縮小、分断されるが、周辺に同質の生息環境が広く分布する』との判断で環境保全措置は実施しないと判断されたと思われる」としているが、妥当か。

●ハチクマについて（準絶滅危惧）

▼古巣がAの北 1 キロのところにある。現在の営巣がない。活動圏にはかかるが、ハチクマは行動圏が広いことで知られ、10 キロ飛ぶことも多く、活動の範囲を 2000 ヘクタールとする調査報告書もあり、影響をゼロにすることは不可能と考える。JR東海の生息環境改善の取り組みに期待したい。

■「トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会」（2022～2023）の調査報告書（抜粋）

2023 年の速報値（4月～7月）を含んだサシバ、ミゾゴイ、ハチクマの経年データ（対象事業実施区域と周辺地域に分けて記録）

2023年における猛禽類の営巣状況

（単位：箇所）

種 名	対象事業実施区域	周辺地域	計
サシバ	1	5	6
ハチクマ	0	4	4
オオタカ	0	0	0

注：1. 周辺地域は調査範囲（約 2,000ha）から対象事業実施区域（650.8ha）を除く範囲を示す。
2. 調査範囲の外側において、サシバは 14 箇所、ハチクマは 6 箇所、オオタカは 1 箇所の営巣を確認した。

（参考）2008 年から 2023 年における猛禽類の営巣状況

（単位：箇所）

調査項目		工事前				工事中											
		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
サシバ	対象事業実施区域	2	3	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	周辺地域	5	8	9	5	4	6	5	5	5	4	5	6	4	5	5	5
ハチクマ	対象事業実施区域	1	0	1	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	周辺地域	0	3	1	2	3	1	3	2	3	3	1	2	3	4	4	4
オオタカ	対象事業実施区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	周辺地域	2	2	1	1	1	0	1	1	2	2	2	2	2	2	2	0

注：周辺地域は調査範囲（約 2,000ha）から対象事業実施区域（650.8ha）を除く範囲を示す。

(参考) 2008 年から 2023 年におけるミゾゴイの営巣状況

(単位:箇所)

調査項目		工事前				工事中											
		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
ミ ソ ゴ イ	対象事業 実施区域	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0
	周辺地域	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2

注: 周辺地域は調査範囲 (約 2,000ha) から対象事業実施区域 (650.8ha) を除く範囲を示す。

また、ミゾゴイの鳴声確認状況は、次表のとおりです。

2023年におけるミゾゴイの鳴声確認状況

(単位:メッシュ)

種名	対象事業実施区域	周辺地域	計
ミゾゴイ	3	26	29

注: 対象事業実施区域及びその周辺の 77 メッシュ (1 メッシュは約 1 km四方) で実施した。

(参考) 2010年から2023年におけるミゾゴイの鳴声確認状況

(単位:メッシュ)

調査項目		工事前		工事中													
		2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年		
ミゾ ゴイ	鳴声状況	13	14	22	15	20	15	22	38	28	26	29	37	40	29		
	内訳	対象事業 実施区域	3	2	4	2	1	3	2	2	2	2	2	6	3		
		周辺地域	10 [※]	12 [※]	18	13	19	12	20	36	26	24	27	35	34	26	

注: 2012 年以降の 77 メッシュの調査地域のうち、2010 年は 67 メッシュ、2011 年は 68 メッシュで実施した。

サシバについてみる。

対象事業区域は、工事前の 3~2 つの巣に対し、工事中は 2~1 とやや減っている。周辺地域も工事前の 9~5 に対し、工事中は 6~4 と少し減っている。そこで、対象事業区域にいたサシバの環境が悪化し、巣を変えるとき、隣の周辺区域に移動するものかどうかを見た。突然、遠くに行ってしまうだろうという「素人の推測」からである。

例えば、工事前を見ると、2009~2011 年に対象事業実施区域は 3 つの巣で続いているが、周辺地域は 8, 9 から 5 つの巣と大幅に減っていた。また、工事中の 2012 年と 2013 年を比べると、対象事業実施区域は 2, 2 なのに、周辺区域は、4 から 6 つの巣に増えていた。

また 2020 年と 2021 年を比べると、対象事業実施区域は、2 から 1 に減り、反対に周辺地域は 4 から 5 に増えている。もちろん、反対の現象も起きているが、私の推測が当たらないことがわかった。

同様のことは、同じ猛禽類のハチクマにもいえた。

2008 年と 2009 年は、対象事業実施区域が 1 から 0 になったが、周辺地域は 0 から 3 に。2013 年と 2014 年では、対象事業実施区域が 2 から 0 に減ったが、周辺地域は 1 から 3 に増えていた。ミゾゴイについては、そもそも、最初から営巣数が少なすぎ、比較の対象にならなかった。

ここからいえることは、小さな数字を追いかけて、年の変化を見たところで、断定できる要因や結

論を出せないということである。環境監視委員会に提出された報告書は、「年によって変動がある」と述べるだけで、かわりに追跡調査の結果を詳しく報告している。一方、間伐に力を入れ、光を入れて土壌の呼吸量を高め、微生物を増やし、昆虫を増やし、鳥類の生息環境の改善につとめていることがわかる。

JR東海もトヨタ自動車と並ぶ、日本のナンバー企業なのだから、トヨタに倣って里山や湿地に手を入れ、御嵩町の環境改善に手を貸してもらいたい。

念のため、環境監視委員会（2022 年 3 月 8 日）の議事録の一部を紹介しておく。実に冷静な議論が行われている。大畑委員もこの委員会のメンバーになっているようだ。

大畑「ミゾゴイに関しては、近年は確認されており、今年は事業地内と事業地近傍の周辺地域で二つがいが増殖して、良いことである。工事が静かになって、復元されれば、工事の影響は非常に小さかったということになるのかもしれない。ミゾゴイは非常に数の少ない鳥ではあるが、日本全体には継続して来ていることが幸いにして、事業地周辺にも良い結果となっているように思う（中略）森林整備後に餌資源が増えた理由がわかれば、環境保全策が功を奏してミゾゴイが増えたと強く言えるように思うので、具体的な要因を教えてください」

洲崎燈子・豊田市矢作川研究所主任研究員「森林を伐採することによって、林内の光環境が改善され、林内に植物が増え、その植物が落葉・落枝を腐食層に供給することで、腐食層が豊かになることが考えられる（後略）」

大畑「間伐による効果は、5 年もすれば出るのか」

洲崎「間伐して光環境がよくなると、かなり速やかに植物の対応がある。小型の土壌植物は移動能力が低いので、植物が増えて環境がよくなると、同じような速度で変化する可能性がある（後略）」

織田銃一委員（元名古屋大学教授）「餌資源が増えてきたのは非常によいことだが、これに伴い、イノシシの侵入やシカの食害を受ける恐れがある。（トヨタは）祝物・植生の保全のために囲いの設置を実施していたと思う（後略）」

事務局「（前略）今後、萌芽枝等が非常に被害を受けるようなことになれば、対策を考えねばならないが、同時にシカの駆除についても継続し、個体数を減らしていくことが重要と考えている」

委員会の委員は 10 人からなり、うち 9 人の大学教授・研究所研究員は中部地域を代表する専門家で、うち数人は私も取材させてもらった実力者である。JR 東海と町が今後、取り組みを進めるうえで委員会を設置する場合、大いに参考になるだろう。

■町が JR 所有の土地を買わざるをえなくなっているとのある委員の提案（第 4 回審議会提出意見書）についての疑問

J R 東海から買い戻すというが、どのような条件で買い戻すのか、具体的な手順の記載がないので、あれば教えてほしい。

J 東海は、候補地 A に建設発生土 40 万立米以上の搬入を計画し、仮置場・一時保管施設の計画も進めている。町が買い戻すなら、代替地を提示し、誘導しないことには、一笑に付されるばかりか、反感を買う恐れすらある。

そもそもいくらで買い戻すのか。委員は、J R 東海が地権者から買収した金額での買い戻しを想定していると思われるが、現実とは違う。例えば、私の取材した例でいえば、三重県津市では、業者が長野川上流に産廃処分場を計画したため、水道水源保護条例を制定し、予定地を保護区域に指定、建設を認めないとした。しかし、裁判での争いとなった。裁判は市が不利な状況となり、裁判所の和解勧告を受け入れ、業者が購入した金額の 3 倍近い 6 億 7000 万円を払い、予定地を購入して決着した。業者の「遺失利益」分も支払うはめになった。

ましてや裁判上の和解でない「民と官」の交渉となれば、J R 東海に払う金額は、3 倍ですむだろうか。無定見な買い物は、あとで町民から裁判を起こされ、敗訴の憂き目を見るだけではないだろうか。

提出日 令和6年1月20日

重要湿地・希少種の保全に関する意見

委員名 田中 清仁

本旨・結論

重要湿地・希少種の保全については、現状の管理方法では保全とは言えないと思います。今回の残土置き場問題が発生する以前に、保全に関する取り組みはほとんどなく、残土置き場に関する問題が起きたから重要湿地・希少種の問題が発生したという後付け感を非常に感じます。但し、自然保護は大切であることは間違いなく、重要な課題であることから人が手を加えて保全していかなければならないと考えます。今回のリニア残土置き場問題を契機に、重要湿地・希少種についてはある程度の開発をやむを得ないとし、JR 東海と御嵩町が共同で美佐野ハナノキ湿地群を保全していくことが、未来の環境保全の形に繋がると思います。

意見の根拠、理由など

1. 希少種、湿地の保全には、間伐等の適切な対策が必要であり、里山林として整備することが、生態系の保存、エリア全体の保全につながると愛知学院大学の富田先生が述べられているように、現状の管理状況では保全すら難しいと思われます。JR 東海は、美佐野ハナノキ湿地群の保全作業のための拠点整備や訪れた人々が自然と触れ合える憩いの場の創出することを検討し、積極的に取り組んでいきますと発言されている。
2. 湿地群の保全を行っていくには、御嵩町としても相当な予算が必要であると考えられます。JR 東海の提案は、町と企業により財政的にも効果的な湿地保全に繋がると思います。
3. 残土置き場として反対を表明するならば、重要湿地・希少種をどのような方法で保全していくのか、これだけ重要湿地だとして開発に反対したからには保全責任が問われると思います。
4. 残土置き場予定地が、環境省の指定する重要湿地であればそもそも開発許可申請は不可能と思われますが、国や県による開発認可が通るということであれば残土置き場として開発を進めても問題ないエリアと判断できると思います。
5. 重要湿地群と言われているエリアは、かなり広範囲に及ぶとされ、今回の残土置き場付近での開発をNGとするならば、御嵩町の相当なエリアが開発不能ということとなり、とくに上之郷地区のハザードマップに危険とされているエリアでは、土砂災害等の危険性があるとしても盛土や山林伐採、新設道路などの一切の開発はしてはいけないと言われても仕方がなく、御嵩町の今後の発展の妨げとなる懸念があるように思われます。

提出日 令和6年1月19日

湿地生態系の保全に関する意見

委員名 富田啓介

本旨・結論

候補地 A・B を含む美佐野ハナノキ湿地群*は、学術および生物多様性保全の観点からとりわけ重要性の高い数多くの生物種のハビタットである。また、周囲のほかの生物や、水や地形地質といった無機的环境は、こうした希少生物種の重要な存続基盤である。発生土置き場が建設された場合、埋め立てによってこうした希少生物種の存続基盤の一部が失われ、埋め立てを免れた場所の生態系にも大きな影響を与えることが予測される。したがって、美佐野ハナノキ湿地群は、一連の生態系として現状のまま保全しつつ、地域社会の中で有効に活用してゆくことが望ましい。

※ここでは押山川と木屋洞川に挟まれたハナノキの分布する丘陵地一帯を指す

意見の根拠、理由など

1. 美佐野ハナノキ湿地群の学術上・保全上の重要性の具体的な根拠については、前回資料(リニア発生土置き場予定地の自然環境に関わる基礎的情報と見解:1月14日付)に記載。要点は以下の通り。
 - ハナノキの全自生地の中でも特別な規模(成木80本、面積2ha以上)。健全かつ持続可能な世代交代を行っている個体群が成立している。
 - 多数の絶滅危惧生物種のハビタット。シデコブシやミカワバイケイソウのような東海地方固有種、ミゾゴイやサシバのような希少な鳥類がみられる。
2. 重要性のわかりやすい証明として(重要性の根拠ではない)、環境省の重要湿地に含まれていることが挙げられる(※1)。ただし、この湿地群が重要湿地であるか否かは、それが明確な範囲を持つたものでないことや、開発規制を伴わないものであることから、審議上の本質的問題ではない。同様に、過去の開発履歴や利用履歴も本質的問題ではない。あくまでも現在そこにある生態系に基づいた評価がなされるべきである。(なお、前回質問をいただいた重要湿地に関するアンケートの経緯については別紙に記載)
3. 発生土置き場が建設された場合の影響は、同じく前回資料に記載した。要点は以下の通り。
 - ハナノキ成木のうち約30%が失われるほか、自生地が分断される。さらに、潜在的なハナノキの自生地としての湿地環境が損なわれる。
 - アクセス道路の建設、発生土と工事資材の運搬、騒音の発生などにより、水質および土壌環境の変化、動植物の生息地の消失と分断、外来種の侵入などが起こる可能性がある。
4. ハナノキ湿地群の地域社会への活用の一例として、自然共生サイトへの登録が考えられる(自然共生サイトの説明は前回資料に記載)。現時点で企業所有地がOECMに登録されている例は数多く

あり、例えば候補地 A は JR 東海所有地のまま登録も可能である。JR 東海は、南アルプスにおいて高山植生や森林の保全に取り組んでいるが(※2)、このような社会貢献を行う場としての活用も考えられる。さらに、企業・自治体・地域住民が協働して保全活動を進めてゆく貴重なモデルケースにもなりうる。

※1 美佐野ハナノキ湿地群が重要湿地に含まれていることは、2023 年 2 月 7 日の記者会見における西村環境大臣の発言から確認できる。「美佐野ハナノキ湿地群、これ御承知のとおり、絶滅危惧種のハナノキなどが集中的に分布しているところであります、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地、いわゆる重要湿地に含まれております」

※2 <https://company.jr-central.co.jp/company/esg/environment/contribution.html> (2024 年 1 月 16 日閲覧)

別紙

重要湿地改訂に関するアンケートの経緯（富田）

○2014 年 2 月 1 日、富田が、日本国際湿地保全連合(WIJ: 重要湿地改訂関連業務の受託者)より「重要湿地情報提供のお願い」と題したメールを受け取る。環境省自然環境局自然環境計画課長からの依頼文書が添付されていた。依頼の趣旨は、既存 500 湿地の現状・変化やその関連文献の照会、また、新しくリスト掲載を検討すべき湿地に関する意見の照会。

○これを受け、2013 年より東海地方の湿地目録を作成することを目的に活動をしていた湧水湿地研究会(会長: 富田)で、新しくリスト掲載を検討すべき湿地を検討(メール会議)。結果、東海地方を 7 つのエリアに分け、各エリアに存在する湿地を包括的に「湿地群」として推薦することを決定。2014 年 2 月 21 日に、各湿地の特徴や現状などの記述とともに、富田から WIJ 担当者に送付。

○7 つの湿地群とは次の通り(名称はその後調整があり、最終的な登録名とは異なる):

- ・東濃丘陵湿地群(既登録湿地「前沢湿地・須衛湿地」「大湫」「沖ノ洞・上ノ洞」を含む)
- ・北勢丘陵湧水湿地群
- ・尾張丘陵・知多半島湧水湿地群
- ・西三河丘陵湧水湿地群(既登録湿地「豊田市周辺中間湿原群」を含む)
- ・弓張丘陵・渥美半島湧水湿地群(既登録湿地「葦毛湿原」を含む)
- ・三方が原湧水湿地群(既登録湿地「湖西地方の湿地」を含む)
- ・伊那盆地周辺地域湧水湿地群

○2014 年 12 月から 2015 年 2 月ころにかけ、重要湿地見直し検討会の委員からの依頼を受け、湧水湿地研究会において、7 つの湿地群のおよそのエリアや湿地群内の具体例として挙げる個別の湿地を整理。この過程で「美佐野ハナノキ湿地群」を東農・中濃エリアの湧水湿地群の具体例の一つとして提案。具体例として挙げる湿地の位置情報も提供したが、点データである(範囲は示していない)。なお、具体例として挙げる湿地は、地域を代表する場所を生物相や規模から選び、各湿地群内の地理的な偏りがなるべくないように選定。あくまでも研究会としての提案であり、最終的な決定は環境省(検討会)にゆだねている。

○2016 年 4 月 22 日、改訂された重要湿地が公表される。※「美佐野ハナノキ湿地群」は「東農・中濃地域湿地群」(最終的な呼称)の具体例としては掲載されていなかった。

提出日 令和6年1月22日

御嵩町企画課

リニア対策係・係長澤田様

環境についての意見書

委員会 能登香都代

本旨・結論

「リニアトンネル残土埋め立て」の問題は、埋め立て候補地周辺と上之郷地区だけの問題ではないです。

■人は「100m 離れたら他人事」と言われますが、緑の森林は私達の暮らしを支えている大切な場所です。近年の恐ろしいほどの豪雨や夏の厳しい暑さなどは地球温暖化が原因とされます。この異常気象を防ぐには温暖化への影響が大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増やさないことが重要とされます。森林は「災害をふせぐ」「水をたくわえ洪水を防ぐ」「水をきれいにする」「酸素をつくる」「生き物たちのすみか」等々、森林の樹木は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し酸素を排出して地球温暖化の防止を担っています。

御嵩町は2013年(H25)環境モデル都市として政府に選定され、「自然と共生し、歴史文化を未来にひきつぐ里山のまちみたけ」という御嵩町環境基本計画の実現を目指しています。また、昨年10月29日(日)に行われた町会議員主催「町民懇談会」で放映された御嵩町のプロモーションビデオの中で緑ゆたかな御嵩町が誇らしく語られていました。

リニアトンネル残土埋め立ては、上記の地球温暖化の防止や環境モデル都市みどりゆたかな町の実現に反する行為ではないでしょうか。

■災害時、広報で「避難してください」と放送されますが、避難行動を起こす前にいろいろな葛藤があることをご存じでしょうか。

2011年9月19～20日の豪雨災害のとき、可児川が見る見るうちに茶色に濁り、家の前の道路と田んぼの区別ができなくなりました。広報で「避難所を開設しましたので避難してください」と放送が流れているのを聞きながら、「家を離れて大丈夫か」「幼い孫達を連れて避難所まで無事にたどり着けるか」「幼い孫達の命を守れるか」「家族がバラバラになるのでは」「避難所で過ごすための食料や持ち物の用意」等々、避難をすると「覚悟」を固めるまでの葛藤がありました。それぞれの家庭には高齢者や体の不自由な方・幼い子ども達・ペットなどがいます。避難指示が出てもすぐに避難行動がとれるわけではありません。

可児川の上流に巨大な盛り土造成地ができれば可児川下流域の住民は今まで以上に地震や豪雨などが起きるたびに「避難しなければ！？どうしよう～！！」と不安になることでしょう。可児川下流域の住民が安心して暮らせる環境を守っていただくことを切望します。

資料

P1～6 森林のはたらき—東京都産業労働局「木育推進事業」より

P7～10 御嵩町環境基本計画第三次改訂版より

東京の木・森のしごと

トップページ 木のやくわり 林業のしごと 東京の森 森林を育てる
教員・保護者向け

はたらき

木材生産

森林は木材を生産する場として、昔から私たちの暮らしをささえ、ゆたかにしてきました。



さいがい 災害をふせぐ

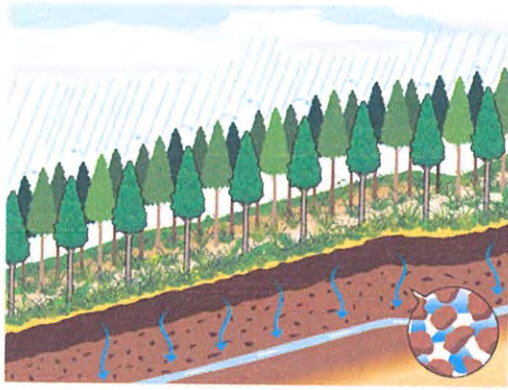
森林は、地面が落ち葉や草でおおわれているため、直せつ、雨が土をけずったり、土が流れ出るのをふせいでいます。また、木の根がはりめぐらされて、しっかりと土をつかんでいるため、山くずれなどもおきにくくなります。



手入れがいきとどいた森林がある山

土がむき出しになっている山

森林のはたらき「東京都産業労働局「木育推進事業」より



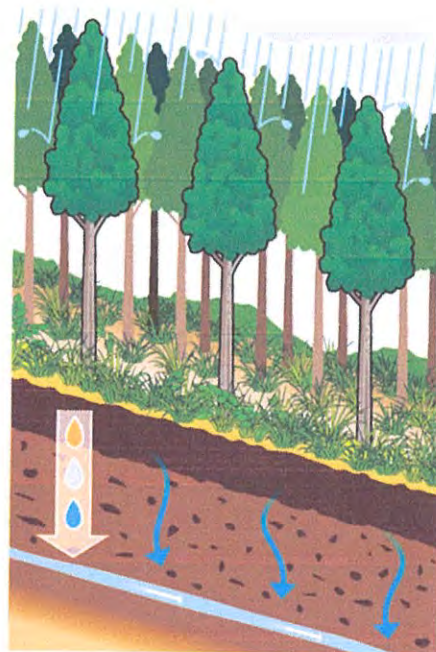
水をたくわえる／^{こうずい}洪水をふせぐ

森林の土の中には生き物がいます。落ち葉などを食べて、土にすきまを作ります。この土が、スポンジのように雨水をしみこませて、たくわえます。

土の中の雨水はゆっくりと下がっていき、地下水となって、少しずつ川に流れ出します。そのため、森林は、洪水をふせぐ働きもしています。

水をきれいにする

雨水は、森の土の中で、岩や石の間を通るため、ミネラルがふえて、おいしい水になります。





さんそ 酸素をつくる

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）とは、地球をおおう温室効果（おんしつこうか）ガスがあたたかくなりすぎて、気温が上がってしまうことです。これが進むと自然のバランスがくずれます。このガスの中で一番多いのが人間の生活から出る二酸化炭素（にさんかたんそ）です。

木は、光合成で二酸化炭素をすって酸素を出すため、森を育てることは、地球温暖化をふせぐことにつながります。

生き物たちのすみか

森にはいろいろな植物がしげっています。動物たちに食べ物や、ねむる場所、敵（てき）から身をかくす場所をあえて、住みやすくしています。



みんなのいこいの場

キャンプや山登り、森林浴（しんりんよく）など、いろいろな楽しみ方があります。

森林のはたらきを保つ保安林^{ほあんりん}

森林は木を育てるほかに、水をゆたかにする、山くずれをふせぐなどの働きを持っています。私たちのくらしを守るために大切な、これらの働きを保つために、保安林というしくみがあります。

森林のはたらき—東京都産業労働局「体育推進事業」刊

保安林では、一度にたくさんの木を伐（き）らないこと、木を伐ったときには苗木（なえぎ）を植えることを決めています。山くずれなどの災害が発生したときには、治山（ちさん）工事をして、森林の働きを取りもどすことも行われています。



治山工事を行う前の森林



治山工事を行った森林

水を育む森を守る ～東京都の水道水源林～

すいどうすいげんりん

多摩川の上流域（じょうりゅういき）は、東京都の貴重な水源の一つです。そこには、約23,000ha（山の手線内側の約3.5倍）の水道水源林が、東京都奥多摩町（おくたままち）から山梨県（やまなしけん）にかけて広がっています。

東京都水道局は、100年以上前から“水を育む森の働き”を発揮（はっき）させるために、必要な手入れを行い、水道水源林を守り続けています。



小河内ダムと山梨県方面に広がる水道水源林

くわしい情報はこちら

[東京都水道局 水道水源林](#)

[ページトップへ](#)

東京都産業労働局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎

TEL 03-5321-1111(代表)

FAX 03-5321-1112

E-MAIL [info@tokyo.go.jp](#)

東京都環境局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎

TEL 03-5321-1111(代表)

FAX 03-5321-1112

E-MAIL [info@tokyo.go.jp](#)

東京都建設局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎

TEL 03-5321-1111(代表)

FAX 03-5321-1112

E-MAIL [info@tokyo.go.jp](#)

東京都消防局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎

TEL 03-5321-1111(代表)

FAX 03-5321-1112

E-MAIL [info@tokyo.go.jp](#)

東京都警察庁

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎

TEL 03-5321-1111(代表)

FAX 03-5321-1112

E-MAIL [info@tokyo.go.jp](#)

[サイトポリシー](#) [個人情報保護方針](#) [お問い合わせ](#)

東京都産業労働局農林水産部森林課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎

電話 03-5321-1111(代表)

森林のはたらきー東京都産業労働局「木育推進事業」より

林野庁

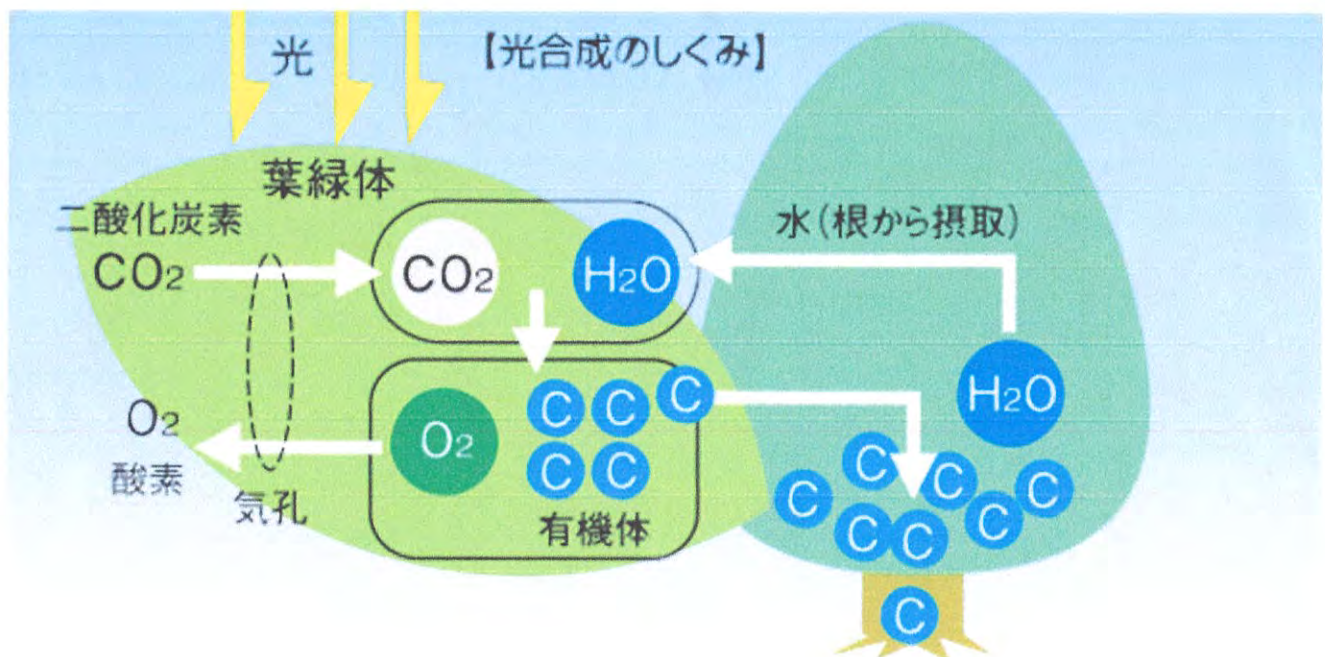
[林野庁について](#)[お知らせ](#)[政策について](#)[申請・お問い合わせ](#)[国有林野情報](#)

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [地球温暖化防止に向けて](#) > 森林は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止に貢献しています

森林は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止に貢献しています

地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。



トピックス：森林はどのくらいの量の二酸化炭素を吸収しているの？

お問合せ先

森林整備部森林利用課

担当者：森林吸収源企画班

代表：03-3502-8111（内線6213）

ダイヤルイン：03-3502-8240

公式SNS

[イベント情報](#)[関連リンク集](#)[お問い合わせ](#)

森林のはたらきー 東京都産業労働局「育推進事業」

自然と共生し 歴史・文化を未来にひきつぐ 里山のまち **みたけ**



御嵩町環境基本計画第三次改訂版



平成 29 (2017) 年 3 月



重点 エコ プロジェクト

重点エコプロジェクトは、

平成33年度までの5年間に環境基本計画を実現するための先導

この内容は、住民の方々に参加いただいた「みたけエーコと考え」

1

みたけの里山・森林とふれあおう

里山
保全

1 里山・森林整備活動団体や事業者と連携した体験講座等の実施

- 子どもや親子、住民が参加しやすい体験・学習の機会を充実
- 里山ならではの自然の恵みを生かす機会を提供し、里山の再生に取り組む

2 里山・森林の保全を学ぶ（担い手の育成）

ひと
づくり

- 持続的な活動をめざして、ひと（担い手）づくりを強化
- 里山に親しみを持ち、町外とも交流しながら里山づくりを楽しむ機会を充実



3 里山・森林などの資源を活用する

- 間伐材や竹などの自然資源を活用する方法を検討
- 空き家や遊休農地の実情を知り、所有者と地域において有効活用を検討

4 里山・森林などの現状を伝える

情報
発信

- 豊かな自然を大切にし、里山の今の状態や課題について情報を提供
- 団体や住民が、里山の良さや里山保全活動について積極的に情報発信

生物
多様性

2

貴重な生き物のことをみんなで知ろう

1 希少野生生物のことを知ろう

- 必要に応じて生き物の分布を調査し、御嵩町版レッドデータブックの改訂を検討
- 希少種や外来種について専門家と現場で見て学ぶための観察会を開催

2 外来種が及ぼす影響を知ろう

- 自治体や各種関係機関と協力して、外来種の生息状況調査や駆除を推進

3 希少野生生物や外来種の現状を伝える（担い手の育成）

ひと
づくり

情報
発信

- 動植物の生態系や希少種、外来種の正しい情報を発信・提供
- 希少野生生物の保護や外来種の駆除の指導ができるリーダーを養成



重点エコプロジェクトを支える
2つの基本となる取組

ひと
づくり

- ☑住民の学ぶ機会が増えており、本町の優れた環境
- ☑団体などに若手の参加者や支援者が増え、活動

な取り組みです。

による提案を基にして整理しました。



3

移動を“エコ”に運動の推進

低炭素
社会

1 ノーマイカーデー運動の推進

ひとり
づくり

- 「ノーマイカーデー」に賛同する事業者や団体を募集

2 公共交通機関の利用促進

- 名鉄広見線の利用促進PR、(学校での活用や沿線ツアーなどによる)町内外での公共交通機関の利用拡大
- コミュニティバスなどの利用促進と、公共交通利用によるCO₂の排出抑制

3 移動によるCO₂ (二酸化炭素)排出を削減

- 電気自動車の急速(普通)充電器の導入とPR、自動車の買い替え時のエコカー購入を啓発
- レンタサイクル利用の促進と観光コースの充実

4 ノーマイカーデー運動の推進や公共交通機関の利用を伝える

- ノーマイカーデー運動のPR、住民による伝え合い
- コミュニティバスと名鉄広見線の乗り継ぎなどをわかりやすく伝える

情報
発信



4

生ごみ減量と緑を育む運動

資源
循環

1 堆肥などによる生ごみの減量化

ひとり
づくり

- 生ごみ減量化のために堆肥化機器の普及促進
- 講座開設などによりエコクッキングについて楽しみながら活動を普及
- エコクッキング、堆肥づくり、堆肥を使った野菜等の栽培による生ごみ減量化の循環を形成

2 グリーンカーテンづくりでエコと緑を育む

- 堆肥を使った各家庭のグリーンカーテンづくりで、夏の節電によるCO₂排出の削減
- 栽培方法の学習などで、資源循環を目指した取り組みの拡大

3 ごみの減量化やグリーンカーテンの有効性を伝える

- ごみの減量化やグリーンカーテンの啓発、各団体や住民による伝え合い
- 環境モデル都市として、地球温暖化などをテーマにした作品展を開催

情報
発信



情報
発信

継承するよう活躍
生化

- ☒ 環境基本計画や環境モデル都市について知っている住民が増加
- ☒ 住民や事業者が積極的に活動に取り組みながら情報発信

環境基本計画や環境モデル都市について知っている住民が増加

具体的な 取組(施策目標)を ご覧ください

重点エコプロジェクトと
密接に関係しています！

御嵩町環境基本計画……………平成 17 (2005) 年度～平成 36 (2024) 年度

御嵩町環境基本計画 第3次改訂版……………平成 29 (2017) 年度～平成 33 (2021) 年度

※「御嵩町環境基本計画」「御嵩町環境基本計画第3次改訂版」とは

御嵩町環境基本計画は御嵩町環境基本条例第7条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。この「御嵩町環境基本計画第3次改訂版」は、「循環」、「共生」、「参加」を基本とし、町、事業者、住民が一体となって、具体的な施策方向を定めたものです。

※ 計画策定の経緯

計画策定に際しては、重点エコプロジェクトや具体的な取組についての進捗状況を把握するとともに、「環境にやさしいまちづくり」についての住民アンケート調査の実施、御嵩町環境審議会や、公募住民等から成る御嵩町環境基本計画策定会議（みたけのエコと考え隊）を開催して、意見やアイデアを踏まえて策定しました。

1

豊かな自然を育むまち

施策目標

- (1) 多様な生物との共生
- (2) 里山・森林の活用
- (3) 水と水辺のふれあい
- (4) 農地の保全・管理



2

安心とやすらぎがあるまち

施策目標

- (1) まちの景観を良くする
- (2) 歴史・文化を伝える
- (3) 人がやすらげるまちにする
- (4) 生活環境を保全する



めざす環境像

自然と共生し
歴史・文化を未来にひきつぐ
里山のまち **みたけ**

施策目標

- (1) ごみの発生を減らす
- (2) リサイクルを推進する
- (3) ごみの適正処理を推進する
- (4) 環境にやさしい物品を利用する
- (5) 地球温暖化を防ぐ
- (6) 水資源を守る



施策目標

- (1) 環境への意識・知識を高める
- (2) 環境情報を共有する
- (3) 環境保全のための仕組みをつくる

3

地球環境にやさしいまち

4

環境について考え行動するまち



「環境モデル都市」

御嵩町は、「環境モデル都市」として平成25年度に政府に選定され、地域資源を活用して低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現を目指しています。



◆発行 御嵩町 環境モデル都市推進室

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 電話 0574-67-2111 (代)

提出日 令和6年1月19日

重要湿地、希少種の保全に関する意見

委員名 吉田 泰規

本旨・結論

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 重要湿地にかかわらず、残された自然を保守することについては異論なし。どのように保守するかが議論対象である。2 候補地に流れてくる水はゴルフ場が浄水した水であることも考慮する必要がある。3 岐阜造園さんなどが行っている「企業との協働による森林づくり」のようなものに JR 東海さんも参加してもらい、御嵩町民と JR 東海さん双方に整備及び学習を行う機会を設けた方がよいと思われる。 |
|---|

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1.

2.

3.

4.

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

資料① 全 0 枚

資料② 全 0 枚

資料③ 全 0 枚